



TEPCO

第98回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2022年6月28日(火曜日)午前10時

場所 | 東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

決議
事項

会社提案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第3号議案～第14号議案

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時20分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

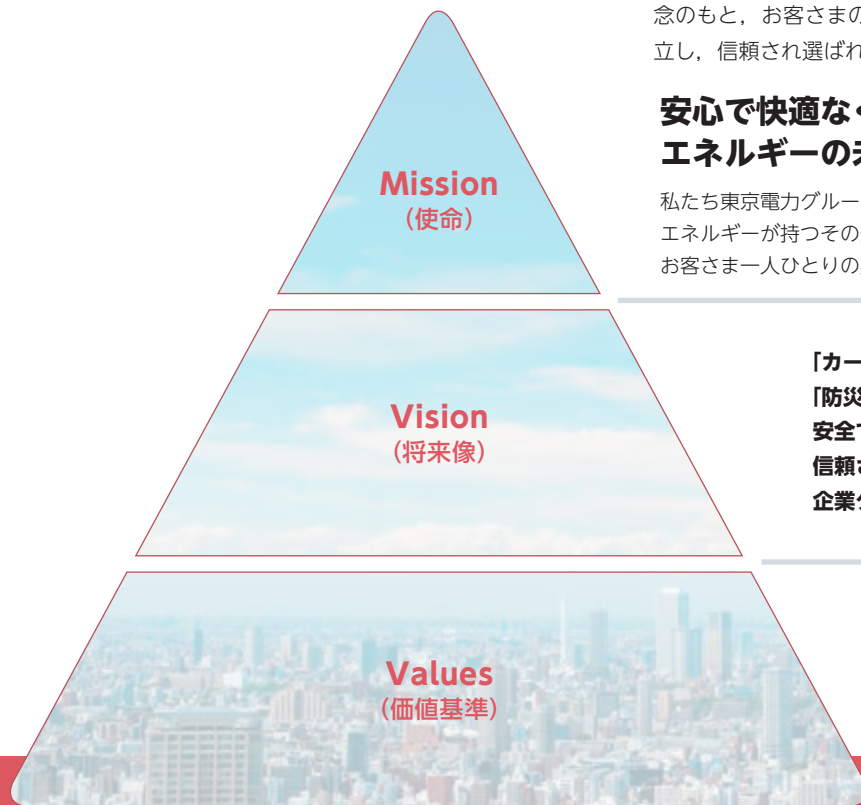
なお、今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページでお知らせいたします。

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード:9501

東京電力グループ経営理念



社会状況の変化に真摯に向き合い、企業価値の向上と福島への責任を果たしていくため、お客さまの「安心」「快適」を支えるというこれまでの使命を受け継ぎながら、新たな経営理念を策定しました。本経営理念のもと、お客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立し、信頼され選ばれ続ける企業グループを目指してまいります。

安心で快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く

私たち東京電力グループは、福島への責任を果たすことを第一に、エネルギーが持つその先の可能性を追求し、お客さま一人ひとりの期待を超える価値をお届けします

「カーボンニュートラル」や
「防災」を軸とした価値創造により
安全で持続可能な社会の担い手として
信頼され選ばれ続ける
企業グループを目指します

- 安全最優先
- 責任の貫徹
- お客さまのために
- 変革への挑戦

目次

株主のみなさまへ	2
第98回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	9

(添付書類)

事業報告	35
1 当社グループの現況に関する事項	35
ご参考 当社グループのESGに関する取り組み	47
2 株式に関する事項	55
3 会社役員に関する事項	56
4 会計監査人に関する事項	62

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、当社グループを取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本年3月には、地震の影響による一部の発電所の停止や気温の低下により、一時、電力需給が大変厳しいものとなりましたが、お客さまをはじめ、広く社会のみなさまには節電にご協力いただき、誠にありがとうございました。今後の電力需給の見通しは依然として厳しい状況ではありますが、社会のみなさまに安心して電気をお使いいただけるよう、グループ一丸となって供給力の確保に努めてまいります。

当社グループは、福島への責任を貫徹するため、さまざまな経営改革に取り組んでおりますが、カーボンニュートラルの実現をめざす世界的な潮流、激甚化・広域化する自然災害に対応したレジリエンス強化の要請、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済・社会活動の変容など、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような事業環境の変化に対応していくため、昨年7月、新たに第四次総合特別事業計画を策定いたしました。第四次総合特別事業計画のもと、

原子力事業における一連の不適切事案などにより毀損した地域や社会のみなさまからの信頼の回復に最優先で取り組むほか、ALPS処理水の海洋放出につきましては、昨年4月に国から示された基本方針を踏まえ、安全性の確保と風評影響を最大限抑制するための取り組みを主体的に行ってまいります。加えて、「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とした新たな価値を提供するビジネスモデルへと転換をはかり、さらなる収益力拡大と企業価値向上を実現してまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にあります。新たな経営理念のもと、第四次総合特別事業計画で掲げた施策に取り組み、着実に利益を確保することで、企業価値の向上を実現して、市場における評価を高めてまいりますので、今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

小林 喜光

代表執行役社長

小早川 智明

連結計算書類

63

計算書類

65

監査報告書

67

株主メモ

78

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ホームページ

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

証券コード：9501
2022年6月8日

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 小林 喜光

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



**書面による
議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



**電磁的方法
(インターネット等)
による議決権行使の場合**

6ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

**2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター**

〔 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、次ページに記載の当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。 〕

3 会議の目的事項 報告事項

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案

第1号議案及び第2号議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第3号議案から第14号議案

<株主提案（第3号議案）>
第3号議案 定款一部変更の件(1)
<株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>
第4号議案 定款一部変更の件(2)
第5号議案 定款一部変更の件(3)
第6号議案 定款一部変更の件(4)
第7号議案 定款一部変更の件(5)
第8号議案 定款一部変更の件(6)
第9号議案 定款一部変更の件(7)
第10号議案 定款一部変更の件(8)
第11号議案 定款一部変更の件(9)
<株主提案（第12号議案から第14号議案まで）>
第12号議案 定款一部変更の件(10)
第13号議案 定款一部変更の件(11)
第14号議案 定款一部変更の件(12)

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以上

- 本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応等につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本総会当日までの感染拡大の状況等により対応等を変更する場合がございますので、当社ホームページより発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
 - 以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による
議決権の行使



7ページをご覧ください

当日ご出席される場合

株主総会へのご出席
による議決権の行使



事前の議決権行使について

行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時20分まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会開催日時

**2022年
6月28日(火曜日)
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って行使期限までに議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は…

右側に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する場合」に従ってログインしてください。

❗ ご注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

ログインID・仮パスワードを入力する場合

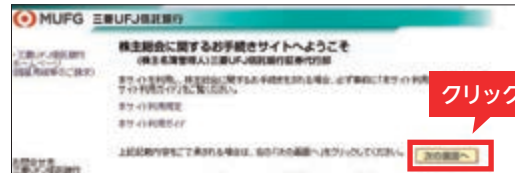
議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



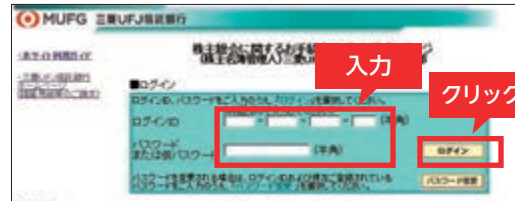
1

「次の画面へ」をクリック



2

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3

「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議決権行使書		行使できる議決権の数													
東京電力ホールディングス株式会社 御中		2022年6月 日 _____ 號													
私は、2022年6月28日開催の東京電力ホールディングス株式会社第98回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。															
会社提案	第1号議案	第2号議案	株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案
	賛	賛 <small>（但し を除く）</small>		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否		否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第3号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第1号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第98回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第3号議案～第14号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「株主総会のライブ配信のご案内」の内容をご確認ください。

配信日時

2022年6月28日(火曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

- 1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

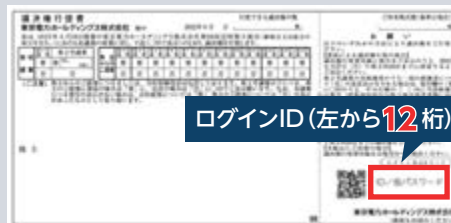


- 2 ログイン画面にて**Engagement Portal用のログインIDとパスワード**を入力し、**利用規約をご確認**のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**ログイン**」ボタンをクリックしてください。

ログインID (計12桁)

0006 + 株主番号 (8桁)

※Engagement Portal用のログインIDは、議決権行使書用紙の「お願い」に記載されているログインIDの左から12桁の数字です。本総会当日まで大切に保管ください。



ログインID(左から**12**桁)

パスワード (計11桁)

2022年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号 (7桁) + **2022**

※同封の議決権行使書用紙の「お願い」に記載されている仮パスワードとは異なります。
※ログインID、パスワードの入力にハイフン (—) は不要です。

- 3 ログイン後、「**当日ライブ視聴**」ボタンをクリックし、**ライブ視聴等に関する利用規約をご確認**のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

! ご注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使、動議の提出はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

ご使用の端末（機種、性能等）やインターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する通信料金等の費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びにログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

株主総会参考書類

会社提案 (第1号議案及び第2号議案)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりました。これに対応するため、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲に係る規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>1. ～10. <条文省略></p> <p>11. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業</p> <p>12. ～15. <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供)</u></p> <p>第17条 本会社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p>1. ～10. <現行どおり></p> <p>11. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業<u>並びに有価証券の保有及び運用</u></p> <p>12. ～15. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="350 228 492 254"><新 設></p> <p data-bbox="122 530 198 556">附 則</p> <p data-bbox="350 568 492 594"><新 設></p>	<p data-bbox="760 187 957 213"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="745 228 1347 326">第17条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="745 344 1347 477">2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="745 530 821 556">附 則</p> <p data-bbox="745 568 1347 701">第2条 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）<u>附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="745 715 1347 848">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="745 861 1347 960">3. 本条は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	小林喜光	再任	社外 独立 取締役会長 指名★ 監査 報酬
2	國井秀子	再任	社外 独立 取締役 監査 報酬★
3	高浦英夫	再任	社外 独立 取締役 監査★ 報酬
4	大八木成男	再任	社外 独立 取締役 指名 報酬
5	大西正一郎	再任	社外 独立 取締役 指名 監査
6	新川麻	再任	社外 取締役 監査
7	小早川智明	再任	取締役 指名 代表執行役社長（業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室担当）
8	守谷誠二	再任	取締役 代表執行役副社長（業務全般 最高リスク管理責任者兼社長補佐 内部監査室担当）
9	山口裕之	新任	代表執行役副社長（業務全般 最高財務責任者 企画室（収支・財務領域）、経理室、ビジネスソリューション・カンパニー担当）
10	児島力	新任	執行役副社長（最高イノベーション責任者 投資統括室、海外事業室担当）
11	福田俊彦	新任	常務執行役（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）
12	吉野栄洋	再任	取締役 指名 執行役（会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同））
13	森下義人	再任	取締役 監査

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。

指名 指名委員 **監査** 監査委員 **報酬** 報酬委員 ★ 委員長

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダー（女性2名）や専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

	人数	比率
社外取締役候補者	6名/13名	46%
独立役員候補者	5名/13名	38%

取締役会出席状況	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	エネルギー	技術	財務会計	法律	ESG	国際的経営	営業・マーケティング
15/15回 (100%)	●	●	●			●	●	
18/18回 (100%)	●		●			●		
18/18回 (100%)				●				
18/18回 (100%)	●					●	●	●
18/18回 (100%)	●				●			
15/15回 (100%)		●			●			
18/18回 (100%)	●	●	●					●
18/18回 (100%)	●	●		●		●		
—		●		●				
—				●			●	●
—		●	●					
15/15回 (100%)		●						
18/18回 (100%)				●				

(注) 1. 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

2. 新川麻氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしておりますが、独立役員として届出は行っておりません。

候補者
番号

1

こ ばやし よし みつ
小 林 喜 光

(1946年11月18日生)

再任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

21,600株

在任年数

1年

重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ
社外取締役

取締役会等への出席状況

■ 取締役会	15/15回(100%)	■ 指名委員会	7/7回(100%)
■ 監査委員会	16/16回(100%)	■ 報酬委員会	9/9回(100%)

略歴及び地位

2007年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長	2015年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
2007年 4月	三菱化学株式会社 (現三菱ケミカル株式会社。以下同じ) 代表取締役社長	2017年10月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 (2021年5月まで)
2012年 4月	三菱化学株式会社取締役会長 (2017年3月まで)	2021年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役 (現在にいたる)
2012年 6月	当社取締役 (2015年3月まで)	2021年 6月	当社取締役会長 (現在にいたる)
2015年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長		
2015年 4月	公益社団法人経済同友会代表幹事 (2019年4月まで)		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの社長、会長を務めるなど、企業経営や国際的なビジネスに関する幅広い経験と見識を有していることに加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営委員を務め当社の経営課題に精通しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

2

くに い ひで こ
國 井 秀 子

(1947年12月13日生)

再任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

10,454株

在任年数

8年

取締役会等への出席状況

■ 取締役会	18/18回(100%)	■ 指名委員会	2/ 2回(100%)
■ 監査委員会	16/16回(100%)	■ 報酬委員会	10/10回(100%)

略歴及び地位

2005年 6月	株式会社リコー常務執行役員	2013年 4月	芝浦工業大学学長補佐 (2018年3月まで)
2008年 4月	株式会社リコーグループ執行役員	2013年10月	芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (2018年3月まで)
2008年 4月	リコーソフトウエア株式会社 (現リコー I Tソリューションズ株式会社) 取締役会長 (2013年3月まで)	2014年 6月	当社取締役 (現在にいたる)
2009年 4月	株式会社リコー理事 (2013年3月まで)	2018年 4月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授 (2019年3月まで)
2012年 4月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授	2019年 4月	芝浦工業大学客員教授 (現在にいたる)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

國井秀子氏は、リコー I Tソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **3** たか 浦 英 夫 (1949年6月19日生)

再任 社外 独立



所有する当社普通株式の数 12,367株

在任年数 5年

重要な兼職の状況 公認会計士

取締役会等への出席状況

■取締役会 18/18回(100%) ■監査委員会 21/21回(100%)

■報酬委員会 9/9回(100%)

略歴及び地位

1977年 5月 公認会計士（現在にいたる）

2006年 9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ）代表執行役

2009年 5月 あらた監査法人代表社員（2009年6月まで）

2015年 6月 本田技研工業株式会社社外監査役

2017年 6月 本田技研工業株式会社社外取締役（監査等委員）（2021年6月まで）

2017年 6月 当社取締役（現在にいたる）

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

高浦英夫氏は、公認会計士としてあらた監査法人の代表執行役を務めるなど、主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **4** おお や ぎ し げ お 大八木 成 男 (1947年5月17日生)

再任 社外 独立



所有する当社普通株式の数 6,691株

在任年数 2年

重要な兼職の状況 帝人株式会社相談役
株式会社三菱UFJ銀行社外取締役
アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役

取締役会等への出席状況

■取締役会 18/18回(100%) ■指名委員会 9/9回(100%)

■報酬委員会 10/10回(100%)

略歴及び地位

2008年 6月 帝人株式会社代表取締役社長CEO

2010年 6月 帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO

2014年 4月 帝人株式会社取締役会長

2018年 4月 帝人株式会社取締役相談役

2018年 6月 帝人株式会社相談役（現在にいたる）

2020年 6月 当社取締役（現在にいたる）

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

5

おおにししょういちろう
大西 正一郎

(1963年9月25日生)

再任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

0株

在任年数

2年

重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役共同社長執行役員
FCDパートナーズ株式会社代表取締役
フロンティア・キャピタル株式会社
代表取締役共同社長
弁護士

取締役会等への出席状況

■取締役会 18/18回(100%)
■監査委員会 21/21回(100%)
■指名委員会 9/9回(100%)

略歴及び地位

1992年4月	弁護士（現在にいたる）	2021年8月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員（現在にいたる）
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージングディレクター（2007年1月まで）	2022年4月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長（現在にいたる）
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役		
2017年11月	FCDパートナーズ株式会社代表取締役（現在にいたる）		
2020年6月	当社取締役（現在にいたる）		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やFCDパートナーズ株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

6

しんかわあさ
新川 麻

(1965年2月17日生)

再任

社外



所有する当社普通株式の数

0株

在任年数

1年

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所パートナー
弁護士
任天堂株式会社社外取締役

取締役会等への出席状況

■取締役会 15/15回(100%)
■監査委員会 16/16回(100%)

略歴及び地位

1991年4月	弁護士（現在にいたる）		
2001年1月	西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現在にいたる）		
2019年4月	東京大学大学院法学政治学研究所客員教授（2022年3月まで）		
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

新川麻氏は、弁護士として西村あさひ法律事務所のパートナーを務めるなど、主に法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **7** **こばやかわ** **とも** **あき** **小早川 智 明** (1963年6月29日生)
再任



所有する当社普通株式の数

17,009株

取締役会等への出席状況

■取締役会 18/18回(100%) ■指名委員会 9/9回(100%)

略歴及び地位

1988年 4月	当社入社
2014年 6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年 6月	当社常務執行役 (2016年3月まで)
2016年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (2017年6月まで)
2016年 6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年 6月	当社代表執行役社長 (現在にいたる)

取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **8** **もり** **や** **せい** **じ** **守 谷 誠 二** (1963年4月21日生)
再任



所有する当社普通株式の数

73,186株

取締役会への出席状況

■取締役会 18/18回(100%)

略歴及び地位

1986年 4月	当社入社
2013年 6月	当社監査委員会業務室長
2016年 4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役
2017年 6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年 6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (2022年3月まで)
2018年 9月	当社代表執行役副社長 (現在にいたる)

取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

9

やま ぐち ひろ ゆき
山 口 裕 之

(1965年6月5日生)

新任



所有する当社普通株式の数

16,559株

略歴及び地位

1991年4月	当社入社	2020年4月	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長
2015年7月	当社経営企画ユニット経理室（経理担当）	2021年4月	当社常務執行役
2017年4月	当社経営企画ユニット経理室（経理担当）兼経営技術 戦略研究所リソースアグリゲーション推進室事業推進 グループマネージャー	2021年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（現在にいたる）
		2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役（現在にいたる）
2017年6月	当社経営企画ユニット経理室長	2022年4月	当社代表執行役副社長（現在にいたる）

取締役候補者の選任理由

山口裕之氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

10

こ じま ちから
児 島 力

(1963年10月25日生)

新任



所有する当社普通株式の数

1,602株

略歴及び地位

2016年4月	三菱商事株式会社新産業金融事業グループCEOオフィス室長	2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長
2019年4月	三菱商事株式会社複合都市開発グループCEOオフィス室長 (2019年11月まで)	2022年4月	当社執行役副社長（現在にいたる）
		2022年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 (現在にいたる)
2019年12月	当社参与		
2020年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長 兼常務取締役		

取締役候補者の選任理由

児島力氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に国内外の事業開発に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **11** **ふく だ とし ひこ** **福田 俊彦** (1958年3月14日生) **新任**



所有する当社普通株式の数
11,032株

略歴及び地位

1983年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント (2021年3月まで)
2011年 12月	当社原子力品質・安全部長	2021年 4月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企画室長 (2022年3月まで)
2013年 6月	当社原子力・立地本部 (国際廃炉研究開発機構理事) (2014年8月まで)	2022年 4月	当社常務執行役 (現在にいたる)
2014年 8月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員 (2019年3月まで)		

取締役候補者の選任理由

福田俊彦氏は、当社の原子力品質・安全部長や原子力損害賠償・廃炉等支援機構の要職を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **12** **よし の しげ ひろ** **吉野 栄洋** (1968年10月16日生) **再任**



所有する当社普通株式の数
0株

重要な兼職の状況
原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

取締役会等への出席状況

■取締役会 15/15回(100%) ■指名委員会 7/7回(100%)

略歴及び地位

2012年 6月	原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 執行役員
2017年 7月	経済産業省大臣官房参事官 (商務・サービスグループ担当)
2018年 7月	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
2020年 6月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 (現在にいたる)
2020年 6月	当社執行役 (現在にいたる)
2021年 6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

13

もり
した
よし
ひと
森
下
義
人

(1962年3月14日生)

再任



所有する当社普通株式の数

31,646株

取締役会等への出席状況

■取締役会 18/18回(100%) ■監査委員会 21/21回(100%)

略歴及び地位

1985年4月	当社入社	2017年6月	東京電力フェUEL&パワー株式会社取締役 (2019年3月まで)
2015年7月	当社経営企画ユニット經理室長	2017年6月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (2019年3月まで)
2016年4月	東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役	2019年4月	当社参与
2017年6月	当社常務執行役	2019年6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年6月	東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (2019年3月まで)		

取締役候補者の選任理由

森下義人氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、小林喜光氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏及び森下義人氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各候補者との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 小林喜光氏が社外取締役を務める株式会社みずほフィナンシャルグループは、2021年2月以降に発生した一連のシステム障害に関し、2021年9月及び同年11月に金融庁から銀行法に基づく業務改善命令を受けております。同氏は、日頃から当社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とする事ができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

〔各議案の議案内容及び提案の理由は、原則として原文のまま記載しておりますが、一部の議案の提案の理由につきましても、法令に則り当社が定める文字数を超えるためその概要を記載しております。〕

株主提案 (第3号議案)

第3号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主(2名)の議決権の数は、306個であります。

第3号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

本会社の定款に以下の章を新設する。

第 章 脱炭素社会との両立

(2050年炭素排出実質ゼロへの移行における資産の耐性の評価報告の開示)

第 条 本会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、本会社のエネルギー関連資産の評価における前提条件、費用、試算および評価額が、2050年温室効果ガス排出実質ゼロシナリオに照らし合わせ、どのような影響を受けるかにつき、本社は評価報告を年次に行う。かかる評価報告の対象は、本会社の全てのグループ会社、事業セグメントにおけるエネルギー関連資産を含む。

2 前項評価報告の開示対象には、営業秘密に該当する情報を除き、長期的な資源の需要、長期的な資源および炭素価格、エネルギー関連資産の残余稼働期間、将来的に不可避となるエネルギー関連資産の不稼働、資本支出、減損処理等に関する、主な前提条件及び試算を含める。

提案の理由

本提案は、日本及び多くの主要貿易相手国が目指す2050年炭素排出実質ゼロシナリオにおける本会社の資産の耐性を判断する上で、株主が必要な情報開示を求めるものである。

本社は、グループ全体で化石燃料関連事業に多数関与し、更なる事業の拡大戦略を掲げていることを踏まえれば、重大な移行リスクを抱えており、全事業セグメントのエネルギー関連資産の耐性評価を行い、2050年炭素排出実質ゼロシナリオにおける企業価値の維持向上が急務である。

本提案は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、投資家団体(IIIGCC等)、他国における株主提案等を通じ、投資家が求める情報開示に合致し、世界の電力業界でも情報開示が拡大している。

本提案の可決により、株主は自らの資産の保全に必要な重要情報を知り得る。また、本社は脱炭素経済への移行におけるリスクと事業機会の適切な管理を行い、企業価値の維持向上が可能となる。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案のような業務執行に関する事項は、取締役会において、その時々¹の事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応していくべきものであることから、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えます。

なお、基幹エネルギーである電力の供給を担う当社としては、環境適合性に加え、供給の安定性や経済性とのバランスにも配慮して事業を遂行する必要があると考えており、国の政策や社会情勢も踏まえて気候変動に伴うリスクや機会を評価し、カーボンニュートラルの実現に向けた目標や事業方針につき取締役会等にて継続的に議論のうえ対応しております。また、燃料・火力発電事業を行う株式会社JERAでは、再生可能エネルギーの導入やゼロエミッション火力の開発、国・地域に最適なロードマップの策定等を通じて、2050年時点において国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロとすることに挑戦する「JERAゼロエミッション2050」に取り組んでおり、当社は、同社の株主として適切な支援・監督を行っております。加えて、気候変動に関する情報開示については、国際的な開示フレームワークであるTCFD提言に国内エネルギー企業として初めて賛同し、同提言で推奨されるシナリオ分析の結果を統合報告書等で公表するなど、積極的に取り組んでおり、今後も一層の開示の充実に努めてまいります。

株主提案 (第4号議案から第11号議案まで)

第4号議案から第11号議案までは、株主からのご提案によるものです。
なお、提案株主(217名)の議決権の数は、2,186個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 脱炭素への貢献

第×条 原子力発電は「カーボンニュートラルへの取組」から除外する。

第×条 火力発電は最小限の天然ガス火力だけとし、速やかに自然エネルギーへの移行を進める。

提案の理由

我が社は原子力(柏崎刈羽原発)をカーボンニュートラルの電源として、再稼働の準備を進めているが、**原発からも二酸化炭素(以下CO₂)は排出されており、発電時だけでなくサイクル全体で評価しなければならない。**

ウラン採掘から高レベル廃棄物の処分までを計算すると、国は「19g CO₂/kWh(以下同)」などとしている。しかしサイクル全体を正当に評価すれば「68~180.1」(ヤコブソン)または「88~146」(世界エネルギー情報サービス[WISE])という評価もある。これは天然ガス火力の「474」(関電)の3分の1程度である。

原発事故を評価に含めれば、今後長期間続く廃炉作業でも多量のCO₂が排出される。

過去60年にわたる原子力推進の元で積み上げられたCO₂の量も正当に評価されていない。

それらも勘案し、**原子力をカーボンニュートラル電源から外し、徹底した環境保全を前提とした電力供給体制を構築する。**

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、資源の乏しい我が国においては、電力の安定供給や温室効果ガスの排出削減、経済性の観点から、再生可能エネルギーや原子力、火力などの各種電源をバランス良く構成し、最適な電源ポートフォリオを実現する必要があるものと考えております。原子力発電は、運転時に温室効果ガスの排出がないことに加え、優れた安定供給性と効率性を有するベースロード電源であることから、カーボンニュートラルの実現のために、安全性の確保を大前提として、今後も必要な電源であると考えております。

第5号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所のデブリ取り出し計画の変更

第×条 福島第一原子力発電所のデブリ取り出し計画を中止する。

第×条 格納容器を空冷化し、外構壁を設けて長期遮蔽管理方式を採用し、デブリの監視を行う。

提案の理由

福島第一原発事故から11年が経過するが、原子炉内のデブリは高線量のため人間が近付かず、調査のため投入されたロボットも故障し続けている。900トン近くあるとされるデブリの実態は把握されておらず、準備作業だけでも困難を極めている。

デブリを取り出す技術は確立しておらず、最終処分方法についての結論も出ていない。デブリ取り出し計画を続ければ、**今後も莫大な費用がかかり、環境への放射性物質の飛散や、高線量下の作業に伴う被曝労働者が増える。**中長期ロードマップに固執せず、デブリ取り出し計画は中止すべきである。

早急に格納容器を空冷化し、地下を含む原子炉建屋全体を覆う外構壁を設ける。構造は鉄筋コンクリート製とし、すべての面に気密性と水密性を確保する。下部は原子炉建屋の基礎盤を覆う構造とし、地下水の流入も遮断する。

デブリは取り出さず、原子炉建屋ごと長期遮蔽管理をする。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社としては、燃料デブリは周知の準備をしたうえで安全に回収し、十分に管理された状態にすることが重要であると考えており、中長期ロードマップで示されたとおり、これを取り出す方針としております。引き続き、国内外の叢智を結集・活用してさまざまな課題を解決しながら、中長期ロードマップ及び「廃炉中長期実行プラン2022」に基づき、長期にわたる廃炉作業を安全・着実かつ計画的に実施してまいります。

第6号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所の汚染水対策

第×条 本社は福島第一原子力発電所の汚染水の海洋放出をしない。

第×条 地下水の流入を遮断する遮水壁を設置する。

第×条 トリチウムなどの核種の分離・回収技術を確立する。

提案の理由

2021年の汚染水発生量は2020年に比べ1日当たり10トンも増え、150トンになった。

降水量の増加を理由としているが、本質的には浸水対策に失敗したことを示している。

凍土壁の冷媒が大量に漏れ出ていることが明らかになるなど、建屋の浸水防止が進んでいないためだ。

地下水の流入を止めなければ、汚染水の問題は解決しない。

また、海洋放出について福島県漁連と合意した「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留する」との約束も守らなければならない。海洋放出を強行すれば我が社の信頼はますます失墜する。

現在、我が社はトリチウムの分離技術について検証しているが、これも含めて海洋放出ではなく、トリチウムの回収を含め、長期保管を実現するために幅広く知見を集め、海の汚染を防止するために取り組むべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、福島第一原子力発電所の汚染水につきましては、陸側遮水壁やサブドレン、建屋屋根の補修などの重層的な対策により、2021年度では発生量を1日あたり約130m³まで抑制できており、今後も汚染水発生量の低減を着実にすすめてまいります。

A L P S 処理水の扱いにつきましては、国の基本方針を踏まえ、安全性の確保を大前提に、風評影響を最大限抑制する取り組みをすすめるとともに、関係者のみなさまの理解醸成に向け、丁寧な説明を積み重ねてまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入

第×条 本社は原子力事故の責任を経済的に担保しなければならない。

第×条 前条の達成のため、柏崎刈羽原子力発電所に対応した、福島第一原子力発電所事故と同規模の損害をまかなえる合計22兆円以上の新たな原子力損害賠償保険と原子力財産保険（以下、本章において両保険を合わせて「本保険」という）に加入する。

第×条 放射性物質拡散を伴う原子力事故（以下、本章において「本原子力事故」という）が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先する。

第×条 本原子力事故が発生した場合は、取締役個人にも被害者に対する損害賠償への協力を要請する。

第×条 本原子力事故が発生した場合は、旧取締役にも損害賠償への協力を要請する。

第×条 本原子力事故を起こした原子力設備のメーカーに対しては、事故処理への無償の協力を要請する。

第×条 本保険に加入するまでは、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）第6条の趣旨に従い、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をしない。

提案の理由

福島原発事故を起こした我が社は、原賠法に定められた1200億円を遙かに超える22兆円にものぼる損害を負った。そして**我が社は事故前年になぜか、事故処理等の費用をまかなえる原子力財産保険を解約していたため、支払われたのは補償金の1889億円だけだった。**

それ以外は国が立て替えており、電気料金から何十年もかけて返済しなければならない。廃炉費用などで更に数十兆円増えるという試算もある。

これらは本来、メーカーを含む原発関連の事業者全体が負担すべきものだ。我が社は原発を保有する以上、万一の事故の損害をカバーするために最低22兆円の新たな損害賠償保険と財産保険に加入し、経営リスクを担保しなければならない。

もし加入できない場合は、原発の稼働による経営リスクを担保できないわけだから、原賠法の規定「原子力事業者は損害賠償措置を講じなければ原子炉の運転等をしてはならない」の趣旨に従い、柏崎刈羽原発を再稼働しない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、原子力発電所について、当社は、新規規制基準への適合はもとより、さらなる安全性の向上に努め、リスクの低減をはかるとともに、原子力損害の賠償につきましては、「原子力損害の賠償に関する法律」や「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、適切に対応してまいります。

第8号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 発電コストの毎年の公表及び託送料金内訳の電気料金明細書への記載

第×条 本会社は発電方法別の発電コストを毎年公表する。

第×条 託送料金における送配電のための費用と、原子力発電所事故賠償負担金・廃炉円滑化負担金・電源開発促進税等の費用を区別して電気料金明細書に記載する。

第×条 託送料金の算定根拠・原価構成などを検証・評価するため、専門家や消費者からなる第三者機関を設置する。

提案の理由

2021年の経済産業省の試算によれば、太陽光・水力などの自然エネルギー発電費用は技術開発などにより今後ますます安価になる。LNG火力・石炭火力も含め発電コストの推移を毎年公表していくべきである。柏崎刈羽原発は発電していなくとも安全対策費用等がすでに1兆1690億円を超えていることも公表する。

託送料金は、送配電のネットワークに要する本来の費用と、原発の後始末ともいえる費用を区別して料金明細書に記載する。そもそも、総括原価方式になっている託送料金に原発費用を入れてしまうことは、新電力に切り替えた消費者も払い続けることとなり理解しがたいものである。送配電事業は地域独占であり自己効率化が難しい。第三者機関が託送料金の算定根拠・原価構成などが適正かどうかを検証・評価すべきである。託送料金の仕組みについても消費者に分かりやすく情報提供を行ない、透明性・納得性を確保していくことが重要である。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、発電コストを開示することは、当社の競争上の地位や利益を害し、ひいては株主のみなさまの利益にも反するおそれがあるため、適切ではないと考えます。

また、託送料金につきましては、法令に基づき算定を行い、国の審議会による審査・査定を受けて認可されております。

加えて、東京電力エナジーパートナー株式会社では、電気料金の透明性を確保する観点から、お客さまの電気料金に含まれる賠償負担金相当額及び廃炉円滑化負担金相当額をご確認いただける取り組みを開始しており、今後、その対象となるお客さまの範囲を拡大していく予定であります。

第9号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 社員、管理職、役員のパリテ（男女平等）化推進

第×条 社員、管理職、役員的人数は男女同数を目指す。

第×条 雇用基準、賃金、手当、待遇についても男女同一とする。

提案の理由

1986年に施行された「男女雇用機会均等法」は期待した女性たちを置き去りにしている。我が国の女性の地位は世界経済フォーラム発表で156か国中120位、経済、政治分野の順位が低く毎年低位から抜け出せないでいる。また女性の働きやすさは先進27か国中26位。当たり前のことだが、男性の協力なしに女性の地位向上は実現しない。

例えば、自然エネルギー100%のアイスランドでは、男女同一賃金を法律で定め、男女共に6か月間の育児休暇があり、その間の給料は8割保証される。

未来に核のゴミを押し付けることが前提の原発稼働は命と向き合わない男社会がもたらしたものだ。福島原発事故を起こした我が社は企業の鑑となって社会貢献しなければならない。それを示すためにも**男女平等を宣言し、賃金の平等はもちろん、雇用基準、手当、待遇などを改め、社員が男女同数**になるように年度目標を設定し、近い将来は**役員、管理職も男性と同数にすべきだ**。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。また、定款で役員男女比率を定めることは、役員を選任に関する指名委員会及び取締役会の会社法上の権限を制約するものであることから、適当ではないと考えます。

なお、当社は、多様な視点・価値観を有する人財が活躍できるよう、ダイバーシティ推進の一環として、女性の活躍に向けた取り組みをすすめており、女性の積極的な採用に加え、女性の管理職数について目標を設定したうえで、多様な業務機会・経験の付与による人財育成や働きやすい環境の整備等を行っております。また、役員については、多様性の確保に留意しつつ、福島への責任の貫徹や企業価値向上に向けた経営改革等を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する者を選任しております。

第10号議案 定款一部変更の件(8)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 K P I (重要業績指標) 達成度合いの可視化

第×条 本会社報酬委員会は、本会社の取締役／執行役（東京電力エナジーパートナー、東京電力フュエル&パワー、東京電力パワーグリッド、東京電力リニューアブルパワーなど主要4子会社含む）に設定したK P Iを年度初めに発表する。また、年度終わりには同K P I達成度を公表する。

第×条 K P Iは、達成度を可視化するため、最大限数値化する。

第×条 前条実現のため、以下の基準を指標とする。

売上、経常損益、費用削減額、株価、配当額、停電時間、E S G（環境・社会・ジェンダー平等）など社会的指標に関する外部格付け向上

第×条 K P I達成度に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付を含む特別利益は含まない。

第×条 年度途中でK P I自体に変更や追加・削除が発生した際は、速やかに開示する。

提案の理由

我が社の役員報酬は報酬委員会がK P I（重要業績指標）達成度に応じて算定している。しかし**算定過程が不透明で、事業実績に準拠しているか不明だ**。例えば、昨年度の東電E Pは経常損益が前年度比マイナス90%の大幅減益。同社役員の個別報酬／算定過程を問うても回答は「K P Iを達成したが詳細は控える」だ。

金融庁が報酬算定過程公表の模範例としたアサヒグループHD（アサヒビールが傘下）と比較すると閉鎖性は明らかだ。同社は、財務指標（売上・利益）に加えて社会的指標を報酬に反映させるため、M S C I－E S G（環境・社会・ジェンダー平等）格付けなどの外部基準もK P Iとしている。

目標達成度と達成過程に応じて支払われるのが報酬だ。ならば、年度初めのK P I設定内容／年度終わりの達成度・達成過程の公表は必須のはず。これは、**長い無配と株価低迷で苦しむ株主や10兆円もの公的負担をしている納税者への最低限の礼儀だ**。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

業績連動報酬の指標の内容等に関する事項を定款で定めることは、報酬委員会の権限を制約するものであり、法令の趣旨に合致しないことから、適当ではないと考えます。また、業績連動報酬の指標の内容及びその実績につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、適切に開示を行っており、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第11号議案 定款一部変更の件 (9)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 報酬等の個別開示

第×条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

金融庁の「企業内容等の開示に関する内閣府令」は役員ごとの報酬等の開示を義務付けている。ましてや**国が株の半数以上を保有する我が社において個別開示は当然だ。**

2002年に発表された国の「長期評価」を元に津波対策が我が社役員会の議題に上ったが、2007年、中越沖地震で柏崎刈羽原発が止まった。当時の経営陣は、会社の収支悪化をおそれて、一旦決めた津波対策を先送りしたために、世界最大級の原発事故を引き起こしてしまったことは多くの資料で明らかにされており、今年3月に最高裁も東電の責任を明確にした。**原発を持つ我が社役員の判断次第で多くの人々の運命を左右することもある。**悪意はないにしても、**責任は会社の内部にとどまらない。**

福島原発事故を人災であると反省し、再発防止を何度も口にはしているが、単なるお題目ではなく会社の姿勢として示し、信頼がおける会社になるためにも、役員報酬や全ての手当も個別開示すべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、社外取締役のみで構成される報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の報酬等の内容を決定しております。

株主提案 (第12号議案から第14号議案まで)

第12号議案から第14号議案までは、株主からのご提案によるものです。
なお、提案株主（1名）の議決権の数は、426,767個であります。

第12号議案 定款一部変更の件 (10)

議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 電力の安定供給の確保

(電力の安定供給)

第40条 電力の安定供給を確実なものとするため、以下の取組に最大限努める。

- (1) 運転可能な休停止発電所の再稼働や試運転開始予定の発電所の確実な稼働
- (2) 代替調達先の確保等による確実な燃料調達
- (3) 化石燃料の代替となる洋上風力等再生可能エネルギー電源創出の最大化
- (4) 電気料金の高騰抑制
- (5) 都市防災機能の強化に向けた無電柱化の推進

提案の理由

電力は国民生活及び事業活動の基盤であり、需給バランスを維持し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にとどめることが必須である。エネルギーをめぐる厳しい情勢は長期化の恐れがあり、今後、電力需給がひっ迫する可能性がある。

まずは、休停止発電所の再稼働や運転開始予定の発電所の稼働による電源確保が必要である。

また、燃料価格上昇により電気料金は大きく上昇しており、ウクライナ情勢等を背景に燃料調達が制限された場合、更なる価格上昇につながる恐れがあることから、安定供給に必要な燃料について確実な調達を実現しなければならない。

さらに、化石燃料の代替となる再生可能エネルギー電源は、エネルギー安全保障の観点からも重要であり、その創出の最大化が必要である。

加えて、燃料価格上昇による影響を安易に小売価格に転嫁せず、価格高騰を抑え料金の安定化に努めるべきである。

あわせて、都市防災機能の強化に向け無電柱化を加速する必要がある。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、ご提案いただいた電力の安定供給の確保は当社の事業運営の根幹に関わる極めて重要な経営課題であり、当社は、その時々¹の事業環境等の変化に合わせ、取締役会等において機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応しております。カーボンニュートラルがすすむ中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築や燃料価格の上昇を踏まえた電気料金のあり方等については、国の審議会等の場において現在も議論が重ねられておりますので、こうした議論の結果を踏まえ、発電事業、送配電事業、小売電気事業のそれぞれの分野において、グループ一丸となって安定供給等に向けた役割を最大限果たしてまいり所存であります。とりわけ、首都圏の電力供給を担う東京電力パワーグリッド株式会社においては、当面の需給見通しを踏まえ、関係機関と連携のうえ、安定供給確保のための公募による追加的な供給力対策にも取り組んでまいります。

第13号議案 定款一部変更の件 (11)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(電力系統の運用改善・強化整備)

第41条 電力の需給バランスの維持及び再生可能エネルギーの利用最大化に向け、電力系統に関する以下の取組に最大限努める。

- (1) 水力発電や蓄電池、水素等を活用した蓄電機能等の創出
- (2) 国及び他の一般送配電事業者等と連携した地域間連系線の最大限活用
- (3) 関係機関等と連携した再生可能エネルギーの優先的な系統利用

提案の理由

太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、再生可能エネルギーに係る電気の出力制御が、九州地方のみならず、東北・中国・四国地方など広範囲で実施された。

今後の再生可能エネルギーの電源及び利用の最大化に向けては、発電した再生可能エネルギーを無駄なく最大限利用できるような系統を活用しなければならない。

再生可能エネルギーの系統接続の最大化や電力需給のひっ迫の回避のため、水力発電、蓄電池、水素等を活用した蓄電機能等の創出を実現しなければならない。

また、電力需給調整を局所的な運用にとどめず、国や他地域の一般送配電事業者と連携し、地域間連系線を最大限活用することが重要である。

さらに、再生可能エネルギーの更なる導入の阻害要因となっている再生可能エネルギーの優先的な系統利用の一層の推進にも取り組まなければならない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、電力系統の運用を担う東京電力パワーグリッド株式会社においては、地域間連系線を活用した広域的な需給運用や、既存系統の空き容量を有効活用する「コネクト&マネージ」など、電力の需給バランスの維持と再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取り組みをすすめております。また、当社グループでは、本年4月に公表した「長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について」のとおり、再生可能エネルギー発電の開発をはじめとした電源のカーボンニュートラル化とともに、需給構造の変化を踏まえ、蓄電池や水素等を活用した「貯めて使う」地産地消型システムの構築にも取り組んでまいります。

第14号議案 定款一部変更の件 (12)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(情報開示及び情報発信等)

第42条 電力の需給バランスを維持するため、以下の情報開示・情報発信等に取り組む。

- (1) 電力需給のひっ迫の恐れがある場合の早期の情報開示
- (2) 電力の需給状況に関する、常時かつ分かりやすい情報公開
- (3) 電力利用者の省エネルギー・節電行動につながる具体的な情報発信
- (4) 電力需給ひっ迫時に電力需要の削減を促すインセンティブ策創出

提案の理由

令和4年3月に電力需給ひっ迫警報が初めて発令された際、電力需給ひっ迫の見込みの情報発信が遅く、都民・事業者等への対応に課題を残した。

その上で、電力の利用者に節電等を実施してもらうためには、日頃から電力需給の状況を分かりやすく開示するとともに、電気の需給状況に応じた早期の情報発信、節電等の協力を求める背景となる情報の的確な公開、電力需給ひっ迫時に電力需要の削減を促すインセンティブ策の創出が必須である。

加えて、早期の詳細な情報公開や、その情報を踏まえた省エネルギー・節電の取組促進にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥る恐れのある場合には、電力の利用者に対して、より一層の省エネルギー・節電等の協力を呼び掛けるとともに、医療施設やインフラ設備等の重要施設を所有する関係者と連絡体制等について事前に調整するべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第3号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループとしては、本年3月の需給ひっ迫時の課題や国の審議会等における議論の状況も踏まえ、需給状況やひっ迫レベルに関する迅速かつ適切な情報公開に努めるとともに、お客さまの省エネ・節電行動につながる施策の拡大や、関係機関との連携に関する体制の整備にも取り組んでまいります。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

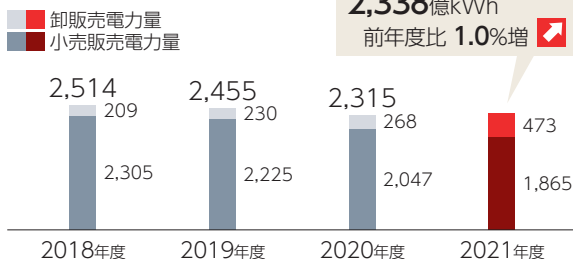
当年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞による電力需要の落ち込みからの回復がみられたものの、ウクライナ情勢を受けた世界的な燃料価格の高騰や小売事業におけるさらなる競争の激化などにより、一層厳しくなっております。

こうした状況のなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、第四次総合特別事業計画に基づき、信頼回復に最優先で取り組むとともに、カイゼン活動をはじめとした経営合理化をすすめたほか、「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とした事業を展開し、収益力と企業価値の向上に努めてまいりました。

当社グループの当年度の小売販売電力量は、厳しい競争の継続や気温の影響などにより、前年度に比べ8.9%減の1,865億kWhとなりましたが、卸販売電力量が増加したことから、総販売電力量は、前年度に比べ1.0%増の2,338億kWhとなりました。

当期の連結業績

総販売電力量



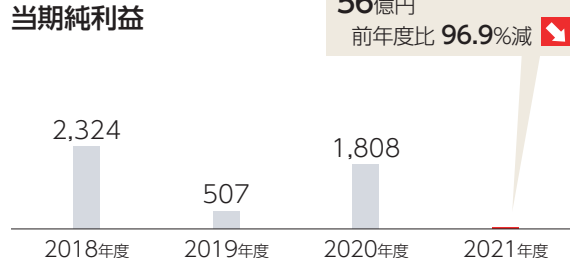
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



当年度の連結収支につきましては、収益面では、収益認識に関する会計基準の適用などにより、売上高（営業収益）は前年度に比べ9.5%減の5兆3,099億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は10.1%減の5兆3,744億円となりました。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前年度に比べ7.9%減の5兆3,294億円となりました。

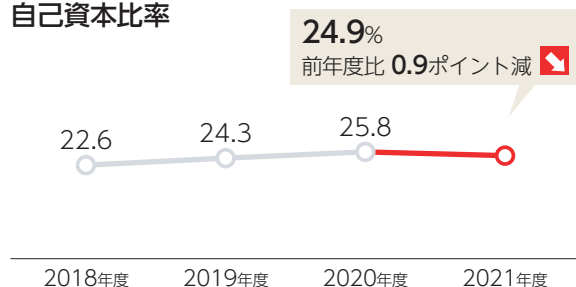
以上により、経常利益は前年度に比べ76.3%減の449億円となりました。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,166億円を特別利益として計上する一方、原子力損害賠償費など1,464億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は56億円となりました。

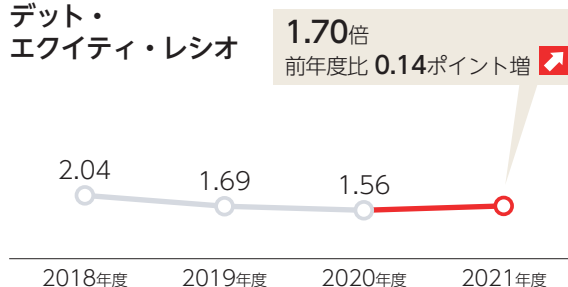
当年度の自己資本比率につきましては前年度の25.8%から24.9%に、デット・エクイティ・レシオにつきましては前年度の1.56から1.70となりました。また、資本効率の指標であるROE/ROAにつきましては、それぞれ0.2%/0.4%となりました。

当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次ページ以降に記載のとおりです。

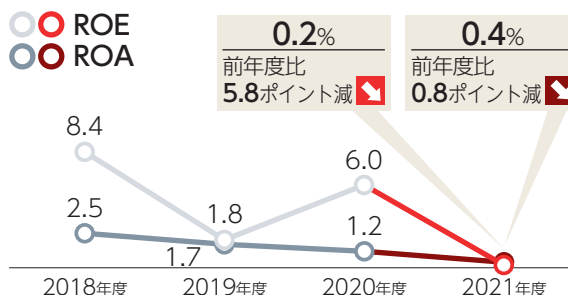
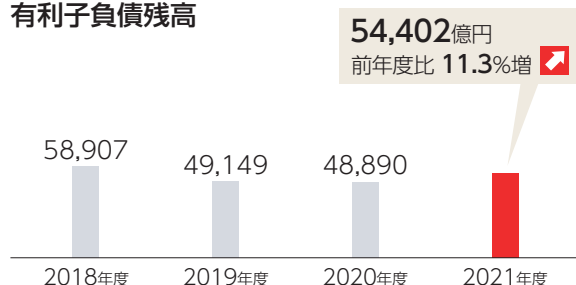
自己資本比率



デット・エクイティ・レシオ



有利子負債残高



事業別の状況

東京電力グループ

当社グループは、持株会社であるホールディングスと4つの基幹事業会社をそれぞれ中心とする5つのセグメントで事業運営を行っており、各社が自律性と機動性を発揮して、企業価値の向上に取り組んでおります。



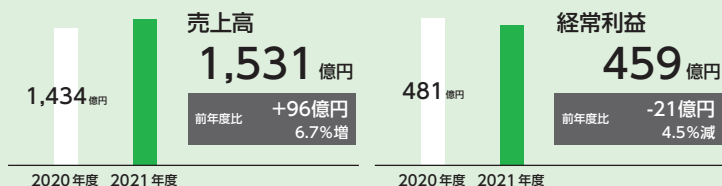
ホールディングス



売上高（営業収益）は、前年度と同水準の6,200億円となりました。

また、基幹事業会社からの受取配当金が増加したことなどから、経常利益は前年度に比べ809億円増の730億円となりました。

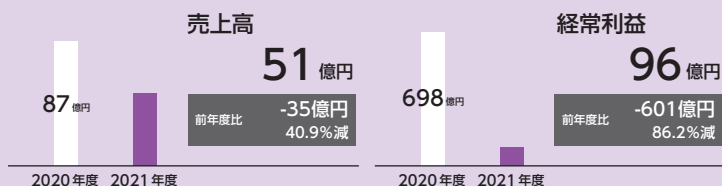
リニューアブルパワー



販売電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ6.7%増の1,531億円となりました。

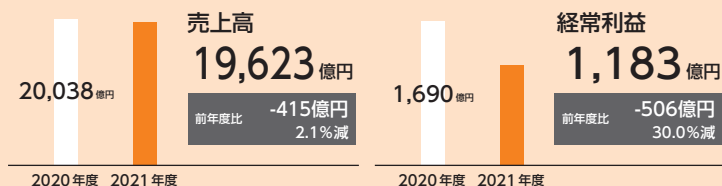
一方、固定資産税が増加したことなどから、経常利益は前年度に比べ4.5%減の459億円となりました。

フェUEL&パワー



持分法適用関連会社である株式会社J E R Aが、燃料費調整制度に起因する期ずれによる悪化影響を受け減益となったことなどから、経常利益は前年度に比べ86.2%減の96億円となりました。

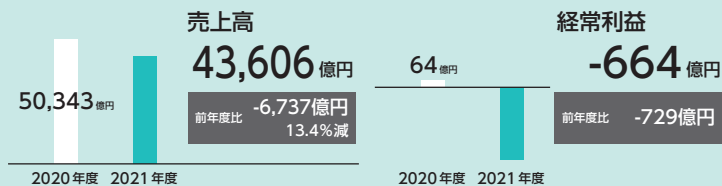
パワーグリッド



託送収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ2.1%減の1兆9,623億円となりました。

加えて、修繕費や固定資産除却費が増加したことなどから、経常利益は前年度に比べ30.0%減の1,183億円となりました。

エネルギーパートナー



新たな会計基準の適用に加え、競争の激化や小売販売電力量の減少などにより、売上高（営業収益）は前年度に比べ13.4%減の4兆3,606億円となりました。

加えて、燃料価格高騰等による調達コストが増加したことなどから、経常損益は前年度に比べ729億円減の664億円の損失となりました。

当年度の施策

ホールディングス

主要な事業内容 ●各基幹事業会社への共通サービスの提供 ●原子力発電事業

福島事業

福島復興に向けた取り組み

当社は、「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」に基づき、被害者の方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら賠償をすすめ、当年度末までに累計10兆4,110億円をお支払いいたしました。

また、特定復興再生拠点区域での準備宿泊が始まるなど、復興の進展がみられるなか、帰還に向けた環境整備等を行い、当年度末までに環境再生・復興推進活動の人数は累計104万人となりました。

加えて、風評被害の抑制や払拭に向けた流通促進活動につきましては、小売店や飲食店と連携した催事等を開催し、「常磐もの」と呼ばれる水産物を中心とした福島県産品のお取り扱いの拡大に取り組んでまいりました。



「常磐もの」の魅力をお伝えする販売促進イベントを開催

福島第一・第二原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所につきましては、2号機の燃料デブリの試験的な取り出しのために、イギリスで開発をすすめていたロボットアームを国内に輸送して、取り出し作業に向けた性能試験を行うなど、安全最優先で廃炉作業を戦略的かつ計画的にすすめてまいりました。

また、多核種除去設備等処理水の扱いにつきましては、政府の基本方針を踏まえ、ALPS処理水の希釈放出設備の基本設計等を取りまとめ、昨年12月に実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出したほか、関係者のみなさまの理解醸成に向けて、丁寧な説明を積み重ねてまいりました。加えて、国際原子力機関のレビューを受けるなど、透明性をもった取り組みも実施しております。

福島第二原子力発電所につきましては、廃止措置計画の認可を取得し、各設備・機器等の汚染状況の調査や放射線管理区域外の建屋の解体などの廃止措置に着手いたしました。



燃料デブリの取り出しに向けたロボットアームの性能試験に着手

経済事業

原子力発電事業の取り組み

柏崎刈羽原子力発電所における一連の不適切事案につきましては、昨年9月に根本的な原因分析や発電所における業務実態を踏まえた改善措置計画を取りまとめ、社外委員のみで構成される独立検証委員会の評価をいただいたうえで、原子力規制委員会に報告し、改善措置活動を着実にすすめてまいりました。加えて、信頼していただける発電所をめざし、豊富な経験を有する外部人材の登用や本社と発電所の一体的な運営の実現に向けた本社機能の移転などの原子力改革の骨子を取りまとめ、実行してまいりました。

また、東通村と共同で設立した協議会を通じて、安全・安心で暮らしやすい地域づくりの検討を重ね、本年2月には東通村との間で地域の災害対応力の向上を目的とした協定を締結するなど、地域のみならずとの連携をすすめてまいりました。



社外専門家を招へいした核セキュリティ専門家評価委員会による助言・指導

持続的な成長の実現に向けた取り組み

持続的な成長の実現に向けて、「カーボンニュートラル」と「防災」を軸とした事業を展開してまいりました。具体的には、日本郵政グループとの間で、事業の垣根を越えてカーボンニュートラルを革新的にすすめていくための戦略的提携を行ったほか、山梨県等と共同してグリーン水素に関する技術開発をすすめる、安全・安心にグリーン水素を利用できるPower to Gasシステムを構築いたしました。加えて、非常時にご家庭内へ複数の電源から電気を供給する多機能パワコンシステムを開発するなど、防災の産業化をめざした取り組みを加速してまいりました。



甲府市米倉山の電力貯蔵技術研究サイトにおいてPower to Gasシステムを構築

リニューアブルパワー

主要な事業内容

●再生可能エネルギー発電事業

事業基盤強化と事業領域拡大に向けた取り組み

経年水力発電所について、発電電力量の増加と設備信頼度向上に向けたリパウリングを計画的にすすめるとともに、ロボットを活用した点検を導入し作業停止期間の短縮による効率化を推進するなど、国内水力発電事業の基盤強化を着実にはかってまいりました。

また、アジアでの海外事業の拡大を目的として、本年2月、水力発電事業子会社3社を保有するインドネシア上場企業であるKencana Energi Lestari社に出資参画するなど、海外発電事業を加速してまいりました。

風力発電事業につきましては、ノルウェー沿岸におけるRWE Renewables社やRoyal Dutch Shell社などとの共同実証プロジェクトをすすめ、昨年11月、テトラ・スパー型浮体式洋上風力発電の実証運転を開始したほか、国内においては、本年1月、新エネルギー・産業技術総合開発機構が募集するプロジェクトにおける浮体式関連の3つの開発事業に採択されるなど、国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電の技術獲得による事業基盤の強化をめざしてまいりました。

加えて、こうした取り組みを支えるため、グリーンボンドの発行等を行い、再生可能エネルギー発電事業の拡充に向けた資金確保に努めてまいりました。



写真提供：Kencana Energi Lestari社
アイルプティ水力発電所等を有するインドネシア上場企業に出資参画

フュエル&パワー

主要な事業内容

●燃料・火力発電事業

株式会社JERAの取り組み

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社JERAへの人財の転籍に伴いスリム化した体制のもと、同社に対するガバナンスを効率的に実施してまいりました。

株式会社JERAは、2050年時点において国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロとすることに挑戦する「JERAゼロエミッション2050」を掲げ、再生可能エネルギー発電の導入と、アンモニアや水素を活用して発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション火力発電の技術開発に取り組んでおります。

ゼロエミッション火力発電につきましては、碧南火力発電所5号機において燃料アンモニアの利用試験を開始するなど、大型の商用石炭火力発電所における大規模混焼の技術開発に着手しました。また、燃焼時にCO₂を排出しない水素のサプライチェーン構築をめざして、水素を貯蔵・運搬する独自技術を有するドイツのHydrogenious LOHC Technologies社に出資したほか、国内火力発電所においても水素利用の実用化に向けた実証事業に取り組んでおります。再生可能エネルギー発電につきましては、アメリカのエル・サウス陸上風力発電事業への参画を公表したほか、国内における太陽光発電の開発に向けて株式会社ウエストホールディングスとの業務提携について基本合意するなど、国内外において積極的に取り組んでおります。



燃焼時にCO₂を排出しないアンモニアの混焼実証を開始

パワーグリッド

主要な事業内容 ●送配電事業

安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度確保と低廉な託送原価水準の実現に向けて、設備保全の省力化・自動化、他事業者との連携等により、さらなる事業運営基盤の構築やレジリエンスの強化をすすめ、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んでまいりました。こうしたなか、昨夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックでは競技会場への安定的な電力供給に努めるとともに、厳しい見通しが続く電力需給に対し、発電事業者が有する燃料の在庫や調達状況等の情報を的確に把握する仕組みを構築するなど、供給力確保に向けた対策をすすめてまいりました。

事業領域の拡大に向けた取り組み

電力使用データを活用した新サービスの事業化検討やドローン航路プラットフォームの構築に向けたドローン目視外飛行等、他社とのアライアンスを通じて、地域・社会のさまざまな活動を支えるプラットフォームの構築に継続的に取り組むなど、事業領域の拡大をはかってまいりました。また、昨年10月にはイギリスの洋上風力発電所における送電事業の優先交渉権を獲得し、出資参画の準備をすすめたほか、海外での事業機会の発掘やコンサルティング事業等に幅広く取り組んでまいりました。



東京オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の設備の巡視点検を実施



ドローン航路プラットフォーム構築に向けた取り組みとしてテスト飛行を実施

エネルギーパートナー

主要な事業内容 ●小売電気事業

安心で快適なくらしの実現

毎月の定額料金をお支払いいただくことにより、当社が設置した太陽光発電設備で発電された電気をご自由にお使いいただける「エネカリプラスサービス」や、太陽光発電設備で発電された電気を有効活用することができる新電気料金プラン「くらし上手」を創設しました。これらを通じて、太陽光発電設備及び主に昼間時間帯に沸き上げを行うエコキュート等の導入を促進し、非常災害時にも生活を継続できるという「安心」や「カーボンニュートラル」などの価値をご家庭のお客さま向けに提供してまいりました。

カーボンニュートラル事業の実現

横浜市において、地域の再生可能エネルギー電源から生み出される環境価値を活用した市内の事業者さま向け電気料金プラン「はまっこ電気」を創設し、市内の13の事業者さまにご採用いただいたほか、カーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む事業者さまのニーズに合わせ、新たな再生可能エネルギー電源の開発に直接貢献できる電気料金プラン「サンライトプレミアム」を創設し、サービスの提供を開始するなど、地域や事業者さまとともにカーボンニュートラルを推進する取り組みを積極的に展開してまいりました。



カーボンニュートラル社会の実現に向けた新しいくらし方のご提案



横浜市内の事業者さま向け電気料金プラン「はまっこ電気」の創設



2. 対処すべき課題

当社は、最大の使命である福島への責任の貫徹と新たな経営理念の実現に向け、カーボンニュートラル社会を見据えた事業構造変革と経営基盤の強化に取り組んでまいります。そのために、外部人材も含め主体性を持って事業を創造できる人材の確保・育成をすすめるとともに、グループ全体の利益の創出に向けた経営資源の戦略的な管理・配分を行うための組織体制の整備など、事業基盤の強化を推進してまいります。

また、ウクライナ情勢を受けた燃料価格の高騰などに対しましては、株式会社JERAによる競争力のある燃料ポートフォリオを用いた調達・運用・トレーディング等のほか、小売事業においても電源の調達先の拡大等によりコスト削減をすすめるなど、適切に対応してまいります。

ホールディングス

福島事業

「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

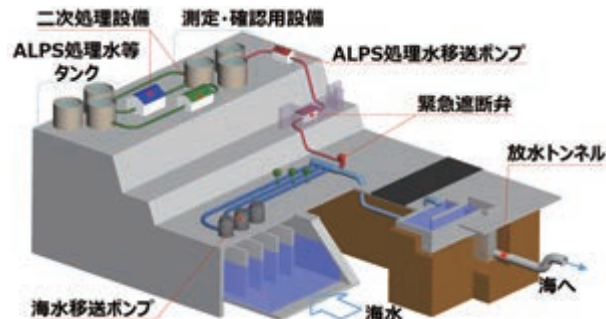
当社は引き続き「3つの誓い」に基づき、個別のご事情を丁寧にお伺いし、最後のお一人まで賠償を貫徹してまいります。また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除をはじめとした復興のステージに合わせ、地域のニーズを的確にとらえ、取り組みをすすめてまいります。加えて、「発見！ふくしま」キャンペーンの開催などを通じて、福島県産品等の流通促進に向けた取り組みを強化・拡充してまいります。

地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

燃料デブリ取り出しなどの難易度の高い取り組みを着実に遂行するため、協力企業の方々と連携し、現場・現物を踏まえた安全・品質管理及びプロジェクト管理機能を強化するとともに、自ら設計の妥当性評価等のエンジニアリングを行うオーナーズ・エンジニアリング事業者への変革をはかり、長期にわたる廃炉作業を安全かつ計画的にすすめてまいります。加えて、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、廃炉事業を通じて地元の発展に貢献するべく、引き続き、地元企業の廃炉事業への参画の拡大や高度な技術をもつ域外企業の誘致などをすすめてまいります。

多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の扱い

ALPS処理水の扱いにつきましては、原子力規制委員会の審査や国際原子力機関のレビューなどに真摯に対応するとともに、関係者のみなさまの理解醸成に向けて、丁寧な説明を積み重ねてまいります。加えて、風評影響を受けうる産業の生産・加工・流通・消費の各段階への取り組みの強化・拡充等をすすめ、それらの対策を講じてもおこりうる風評被害への賠償については、関係する方々のご意見を丁寧にお伺いしながら、適切に対応してまいります。



ALPS処理水希釈放出設備の概要

経済事業

原子力発電事業の取り組み

原子力改革を成し遂げるためには、柏崎刈羽原子力発電所の改革だけでなく、発電所の運営を支える本社と発電所が一体となり、現場を重視した事業運営に転換するとともに、地域のみなさまの声を事業に反映させる仕組みを構築しなければなりません。そのためにも、発電所の喫緊の課題である一連の不適切事案に対する改善措置計画を着実にすすめるとともに、品質・安全、設備診断等の担当要員を中心とした64名を発電所と柏崎市に配置しております。将来的には発電所の運営に必要な本社スタッフの大半にあたる300名程度の要員の配置を検討しているほか、さまざまな分野の専門知識を有する外部人財を積極的に採用するなどの取り組みを実施してまいります。

安定供給の継続に加え、カーボンニュートラルの実現に向けて、ゼロエミッション電源である原子力発電は重要な電源の一つと考えており、原子力事業者として信頼していただけるよう、原子力改革を断行し、信頼の回復に努めてまいります。

当社グループの事業戦略と収益力向上に向けた取り組み

エネルギー利用のあり方において、自家発電・自家消費や地産地消といったお客さま側での分散・自律型の設備形成の動きが加速しています。こうした社会的要請をビジネスにつなげていくため、電気の供給・販売を中心とした事業にとどまらず、電化設備等の導入から長期運用まで含めたエネルギーサービスを提供していくモデルへと事業構造を変革してまいります。さらに、蓄電池や電動車両を用いたエネルギーサービスを、家庭・法人のお客さまの範囲を超えて地域社会やコミュニティに展開し、カーボンニュートラルで災害に強いまちづくりの実現に取り組んでまいります。これらの施策を強力に推進していくため、組織体制の整備や技術開発をすすめるとともに、自治体との連携、他企業とのアライアンスの推進をはかってまいります。

リニューアブルパワー

国内水力発電事業では、引き続き経年水力発電所のリパワリングを通じた発電所の近代化・効率化やAIなどを活用したスマートO&M等に取り組み、事業基盤を一層強化してまいります。加えて、開発ポテンシャルが高い国・地域において、国内水力発電事業で培った技術力を活用し、発電所のバリューアップに直結する提案力を活かした開発を推進してまいります。洋上風力発電事業につきましては、地域に根ざした国内案件の開発を積み重ね、海外も含めた事業展開を行うとともに、今後の普及を見据えた浮体式洋上風力発電の技術開発をすすめるなど、将来の事業展開の礎を築いてまいります。これらの成長を実現するため、引き続き、グリーンボンドの発行を行うとともに、多様な資金調達を検討し、成長投資を着実に実施してまいります。

国内水力

- ・リパワリング
- ・デジタル技術

海外再エネ

- ・技術力を活かした本格展開

洋上風力

- ・国内案件の開発
- ・浮体式の技術開発

フュエル＆パワー

東京電力フュエル＆パワー株式会社は、カーボンニュートラルの潮流の高まりや新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ情勢を背景にした燃料価格の世界的な高騰など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、同社における事業計画の策定への関与と事業計画の進捗に対するモニタリングなどによる質の高いコミュニケーションを通じて、株主として適切なガバナンスを実施してまいります。特に事業計画の策定にあたっては、計画の進捗管理や長期トレンドの把握を通じて抽出した課題を共有するとともに、その課題への対策が株式会社JERAの経営に随時、柔軟に反映されるよう、支援・監督してまいります。

JERA ゼロエミッション2050

ゼロ
エミッション
火力

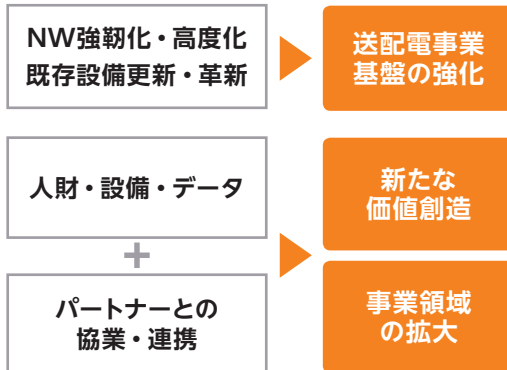
+

再エネ

モニタリング

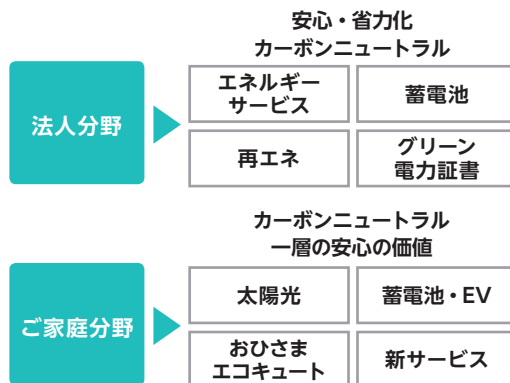
パワーグリッド

省エネルギーの進展等により、託送事業の規模・収入が伸び悩む可能性がある一方で、送配電ネットワーク設備は更新時期に入りつつあり、これらの修繕・更新・革新を効率的にすすめる必要があります。こうした状況下でも、安定的かつ低廉な電力供給を支え続けるため、送配電ネットワークを健全な状態で効率的に維持し続け、その強靱性も高めてまいります。レジリエンス強化に加え、カーボンニュートラル、電化などの課題解決にあたり、他企業との協業・連携により送配電ネットワークの新たな価値の創造に挑戦するとともに、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用して事業領域をさらに拡大し、世の中の変化に的確に対応して、持続的に成長してまいります。厳しい見通しの電力需給に対しても、引き続き関係機関と連携し対応してまいります。



エナジーパートナー

依然として厳しい電力小売市場の競争や変化の激しいエネルギー情勢に柔軟に対応しつつ、災害の激甚化や世界的なカーボンニュートラルの流れのなかで変化し続けるお客さまの期待に応えるため、事業構造の転換をはかり、お客さまへ新たな価値を提供してまいります。法人分野では、ユーティリティ設備全体に係るエネルギーサービスの展開などを通じて、従前からの「省エネ」・「省コスト」に加え、「安心」・「省力化」の価値を提供するとともに、カーボンニュートラルの価値提供を実現するため、当社グループの再生可能エネルギー、グリーン電力証書の最適な組み合わせの提案などを行ってまいります。ご家庭分野では、「エネカリプラスサービス」に新技術を組み合わせることなどによりサービスを拡充し、より一層の「安心」の価値などを提供してまいります。



(ご参考) 当社グループのESGに関する取り組み

長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について

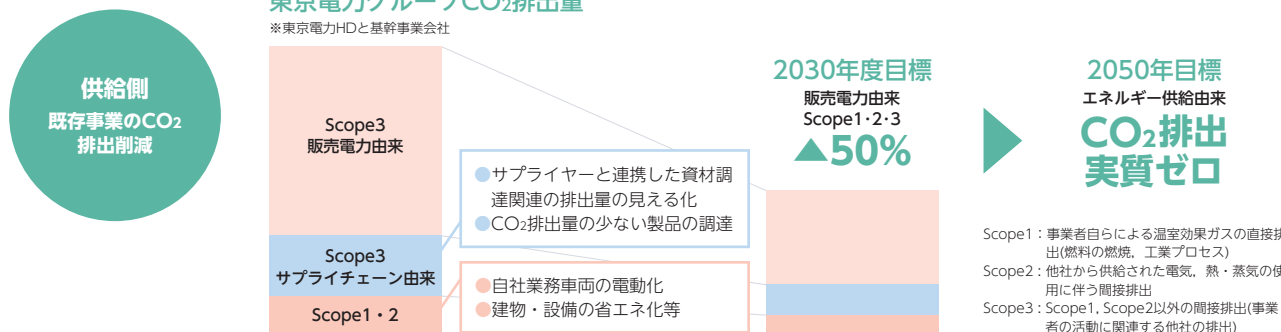
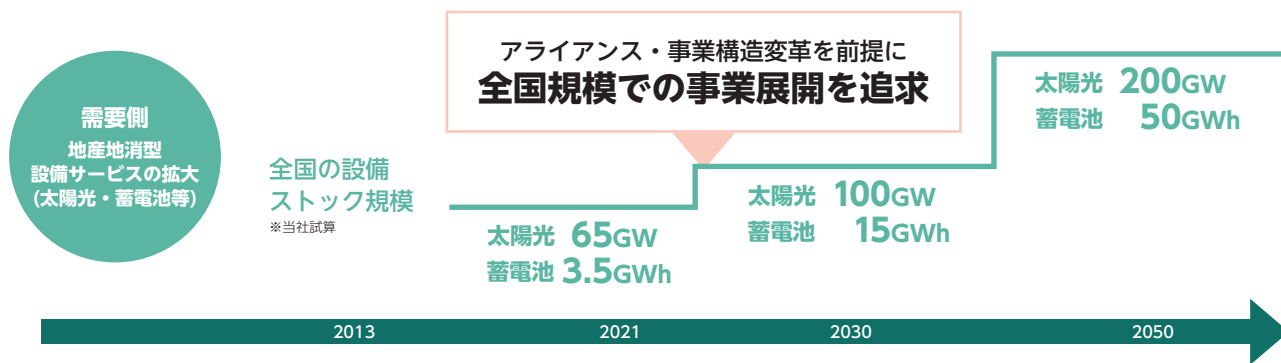
当社は、化石燃料依存からの脱却が長期的な安定供給にも寄与するとの基本認識のもと、発電・供給からお客さまの設備・電気の使われ方にいたるまで、総合的な知見と技術を活かしたカーボンニュートラルの取り組みをお客さまとともに積極的にすすめ、社会からの期待にも応えてまいります。

当社の事業方針

2030年に向けた目標

需要側では、太陽光や蓄電池等の地産地消型設備の普及・拡大が見込まれることから、アライアンスや事業構造変革を前提に、全国規模での事業展開をめざしてまいります。

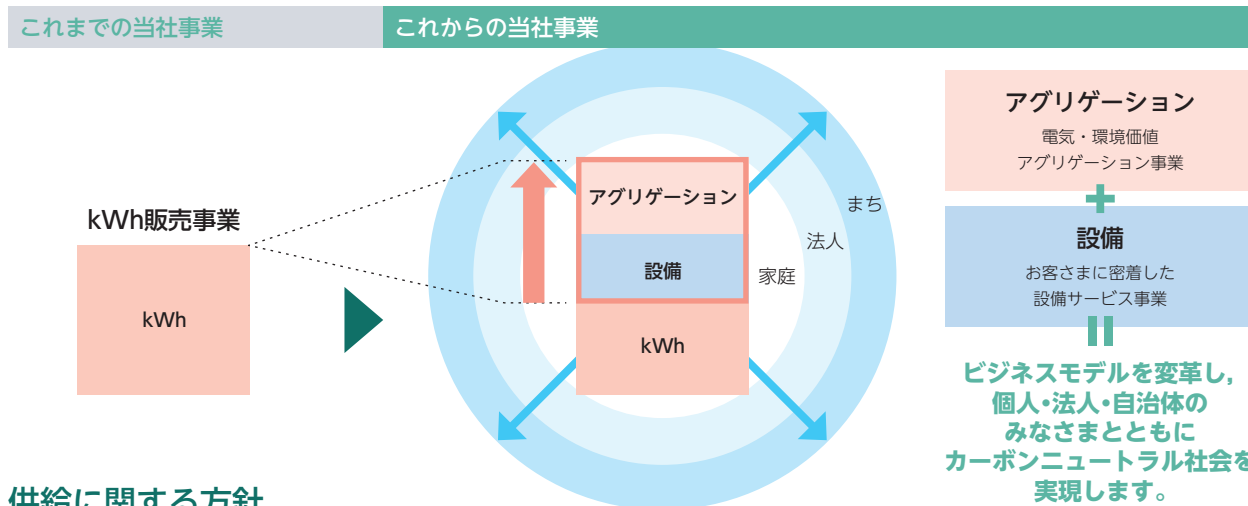
また、供給側では、販売電力由来のCO₂排出量を2030年度に2013年度比で50%削減する従来の目標に加え、サプライヤーと連携した資材調達における排出量の見える化などにより、既存事業からのCO₂排出量を削減してまいります。



需要に関する方針

地産地消型システム構築に向けたビジネスモデル変革

これまでの「電気（kWh）の販売事業」から、「お客さまに密着した設備サービス事業」にビジネスモデルの軸を大胆にシフトするとともに、需給調整・環境価値取引などのニーズに応えられるよう、「アグリゲーション事業」を展開してまいります。



供給に関する方針

化石燃料依存を減らしつつ供給力を確保

既存電気事業のカーボンニュートラル化（ゼロエミッション火力、水力、原子力、風力等）をすすめてまいります。

 <p>太陽光 法人向けのエネルギーサービスを展開 家庭向け電化パッケージによる太陽光導入</p>	 <p>洋上風力 競争力を高め、着床式洋上風力開発を推進 浮体式洋上風力の国内トップランナーへ</p>
 <p>地熱 関東を中心に地点開発</p>	 <p>水力 既発電所のリパワリング</p>
 <p>原子力 CO₂を出さない重要な安定電源 安全最優先を徹底</p>	 <p>ゼロエミッション火力 J E R Aにおける取り組みを支援</p>

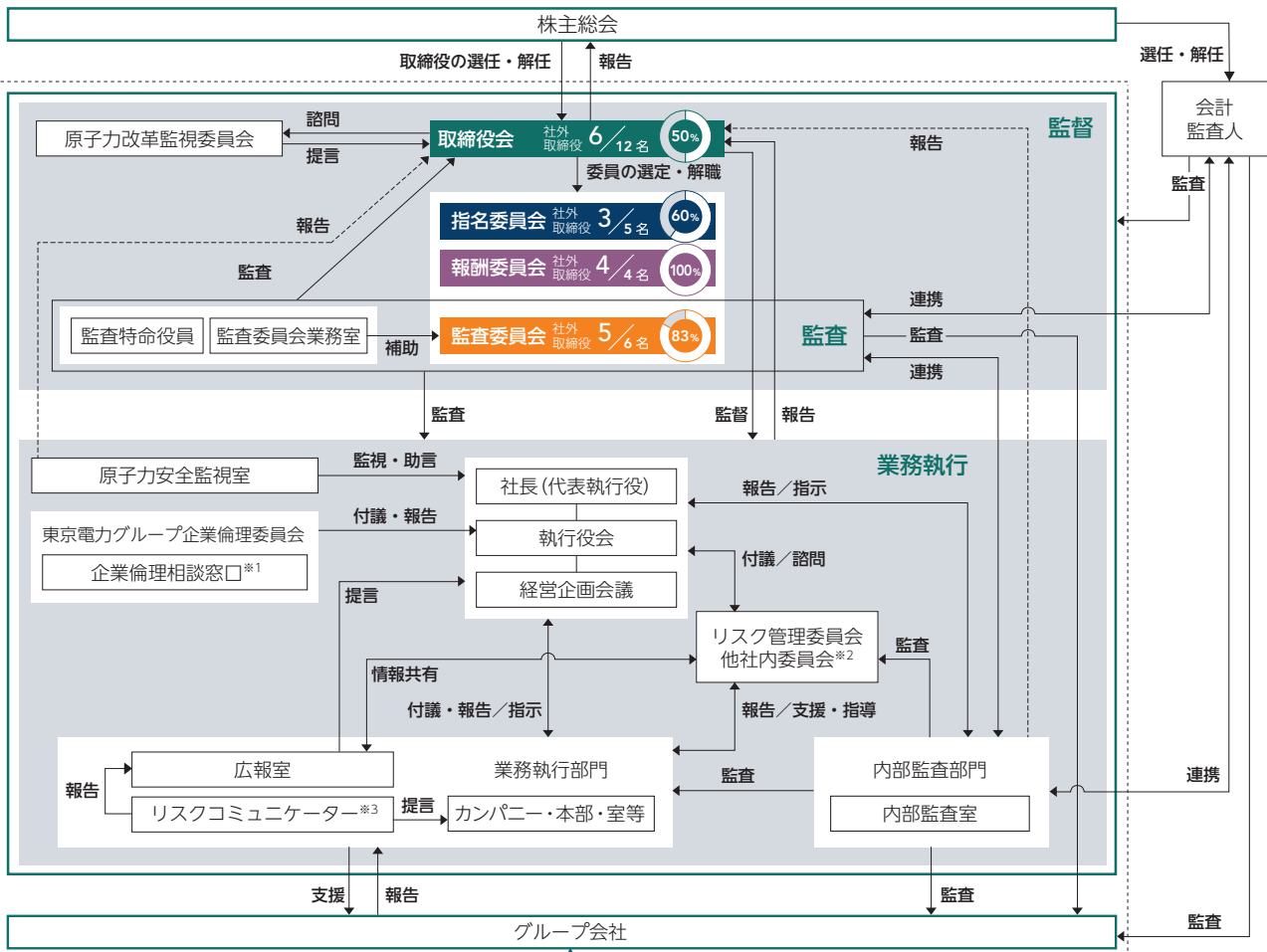
経営の客観性・透明性を高めるための ガバナンス体制

当社のガバナンス体制の特徴

指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離

取締役会長は社外取締役

コーポレート・ガバナンス体制 (2022年3月31日現在)



「東京電力グループ企業行動憲章」「企業倫理遵守に関する行動基準」

※1 社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口 ※2 投資管理委員会等 ※3 リスクコミュニケーションを行う専門職

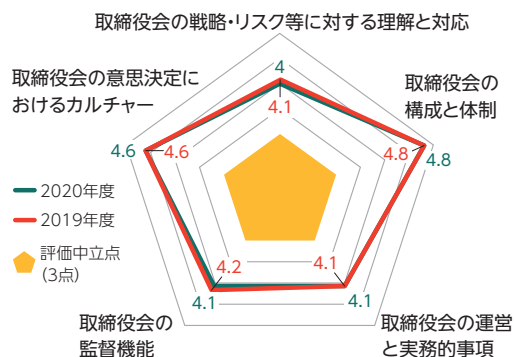
取締役会の実効性評価

当社は、企業経営者、公認会計士、弁護士又は学識経験者など多様に富む社外取締役の豊富な経験と幅広い見識等を活かした発言により、活発な審議を行うなど、取締役会の実効性の向上に努めております。

また、年に1回、取締役へのアンケートや取締役会での審議等を通じて、その実効性について評価を実施しております。2020年度に実施した実効性評価においては、取締役会は適切な人数でかつ多様性が確保されていること、自由な討議がなされていること、アンケートにおいて昨年度に引き続き高い評価を得ており、取締役会等に関する重大な問題についての指摘が見当たらなかったことから、当社取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

当年度においては、2020年度の実効性評価において確認された課題を踏まえ、以下の取り組みを実施してまいりました。

2020年度アンケート結果



特に評価点が向上した設問

- 取締役会の開催頻度
- 取締役会付議・報告事項と執行に委任する事項
- 業界の知識・経験を有する取締役の存在

特に評価点が低下した設問

- 原子力安全に対する取締役会の監督
- 取締役会の時間配分
- 「稼ぐ」ための戦略に関する議論の実施

2020年度確認された課題

- 中長期的な戦略や「稼ぐ」ための戦略等に関する議論のさらなる充実化
- 取締役に対するリスク情報の提供のさらなる充実化
- 原子力事業に対する監督機能の強化
- 社外取締役による当社施設の視察等の機会の確保

2021年度の取り組み状況

- 取締役会等において、経営計画で定める目標の進捗状況等に関し定期的な報告や議論を実施
- リスク情報について、随時、取締役へ提供し、特に重大なリスクについては継続的に議論を実施
- 原子力事業に関する最新の情報について適宜共有
- 上記を含む重要な経営課題については、取締役会以外の場も活用して議論を実施
- 社外取締役による当社施設等の視察及び現場の社員との意見交換を実施

当年度につきましては、前回の第三者機関による実効性評価から3年が経過することから、客観性担保のために第三者機関を起用して取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の実効性評価を実施しております。引き続き、取締役会等のさらなる改善をはかり、一層の実効性の向上に努めてまいります。

3. 設備投資の状況

① 設備投資額

事業区分	金額 (億円)
ホールディングス	2,167
リニューアブルパワー	209
フュエル&パワー	0
パワーグリッド	3,089
エネルギーパートナー	214
内部取引消去	△19
合計	5,660

② 建設中の主な設備 (2022年3月31日現在)

■ リニューアブルパワー

発電設備

名称	出力 (万kW)
(水力)	
葛野川発電所	40
神流川発電所	188

4. 資金調達の状況

① 社債

発行による収入	7,450億円
償還による支出	3,514億円

■ パワーグリッド

送電設備

名称	電圧 (kV)	巨長 (km)
千葉印西線 (地中線, 新設)	275	10.5
城北線 (地中線, 新設)	275	20.9

変電設備

名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)
東山梨変電所 (増設)	500	75
新栃木変電所 (増設)	500	75

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当年度)
売上高	(億円)	63,384	62,414	58,668	53,099
経常利益	(億円)	2,765	2,640	1,898	449
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	2,324	507	1,808	56
1株当たり当期純利益	(円)	145.06	31.65	112.90	3.52
総資産	(億円)	127,574	119,578	120,931	128,535

② 借入金

借入による収入	4兆4,028億円
返済による支出	4兆2,468億円

6. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
ホールディングス			
東電不動産株式会社	30.2	100	不動産の賃貸借、管理
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理、ソフトウェアの開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備、環境保全設備等の補修、運転
東電設計株式会社	0.4	100	発電、送電、変電設備等の設計、工事監理
リニューアブルパワー			
東京電力リニューアブルパワー株式会社	10	100	再生可能エネルギー発電事業
東京発電株式会社	125	80	発電及び電気の販売
フュエル&パワー			
東京電力フュエル&パワー株式会社	300	100	燃料・火力発電事業
パワーグリッド			
東京電力パワーグリッド株式会社	800	100	送配電事業
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計、保守、電柱等を媒体とする広告の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電、変電設備等の保守
テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社	0.1	100	電気料金等に関する情報処理サービス
エネルギーパートナー			
東京電力エネルギーパートナー株式会社	100	100	小売電気事業
株式会社ファミリーネット・ジャパン	4.9	100	マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	4.9	100	省エネルギーサービス
テプコカスタマーサービス株式会社	0.1	100	電気の販売

(注) 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

7. 当社及び重要な子会社の主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 主要な事業所

■ ホールディングス

会社名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社 (当社)	
本社	東京都千代田区
福島復興本社	福島県双葉郡 双葉町
新潟本社	新潟県新潟市
東電不動産株式会社	東京都台東区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東電設計株式会社	東京都江東区

■ リニューアブルパワー

会社名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	東京都千代田区
東京発電株式会社	東京都台東区

■ フュエル&パワー

会社名	所在地
東京電力フュエル&パワー株式会社	東京都千代田区

■ パワーグリッド

会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区
東電タウンプランニング株式会社	東京都港区
東京電設サービス株式会社	東京都台東区
テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社	東京都港区

■ エナジーパートナー

会社名	所在地
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区
株式会社ファミリーネット・ジャパン	東京都港区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都港区

② 主な発電所

■ ホールディングス

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	原子力	柏崎刈羽	新潟県

■ リニューアブルパワー

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	水力 (出力10万kW以上)	鬼怒川, 今市, 塩原	栃木県
		矢木沢, 玉原, 神流川	群馬県
		葛野川	山梨県
		秋元	福島県
		安曇, 水殿, 新高瀬川	長野県
		中津川第一, 信濃川	新潟県

8. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
ホールディングス	12,551
リニューアブルパワー	1,403
フュエル&パワー	0
パワーグリッド	20,798
エナジーパートナー	3,187
合計	37,939

9. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社三井住友銀行	6,439
株式会社日本政策投資銀行	5,003
株式会社みずほ銀行	2,831
株式会社三菱UFJ銀行	2,220
日本生命保険相互会社	1,903
第一生命保険株式会社	1,787

2 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式 350億株

A種優先株式 50億株

B種優先株式 5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式 16億701万7,531株

A種優先株式 16億株

B種優先株式 3億4,000万株

4. 株主数

普通株式 66万7,316名

A種優先株式 1名

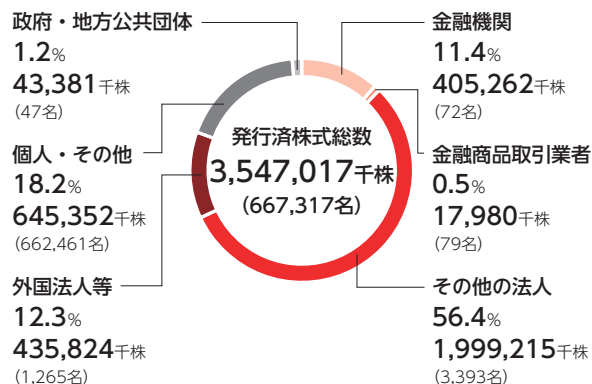
B種優先株式 1名

5. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)				出資比率 (%)
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	222,478	—	—	222,478	6.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	62,624	—	—	62,624	1.77
東京電力グループ従業員持株会	53,259	—	—	53,259	1.50
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	26,497	—	—	26,497	0.75
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74
JP MORGAN CHASE BANK 385781	19,918	—	—	19,918	0.56
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	19,651	—	—	19,651	0.55

(注) 出資比率は、自己株式 (普通株式3,288,124株) を控除して計算しております。

所有者別株式保有状況



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小林喜光	取締役会長	指名委員長、監査委員、報酬委員 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役、 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
國井秀子	取締役	報酬委員長、監査委員
高浦英夫	取締役	監査委員長、報酬委員 公認会計士
大八木成男	取締役	指名委員、報酬委員 帝人株式会社相談役、株式会社三菱UFJ銀行社外取締役、 アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役、 ジェイエフイーホールディングス株式会社社外監査役、KDDI株式会社社外取締役
大西正一郎	取締役	指名委員、監査委員 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員、 FCDパートナーズ株式会社代表取締役、弁護士
新川麻	取締役	監査委員 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、任天堂株式会社社外取締役
小早川智明	取締役	指名委員
文挾誠一	取締役	東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長
守谷誠二	取締役	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長
秋本展秀	取締役	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
吉野栄洋	取締役	指名委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長
森下義人	取締役	監査委員

- (注) 1. 小林喜光氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏、大西正一郎氏及び新川麻氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小林喜光氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏及び大西正一郎氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、新川麻氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしておりますが、独立役員として届出は行っておりません。
2. 森下義人氏は当社経理部門における長年の業務経験があり、また、高浦英夫氏は公認会計士として、大西正一郎氏及び新川麻氏は弁護士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査が実効的に行われることを確保するために、当社における業務経験の豊富な森下義人氏を常勤の監査委員に選定しております。
4. 当社は、大八木成男氏が社外取締役を務める株式会社三菱UFJ銀行と資金の借入等の取引を行っております。
5. 牧野茂徳氏は、2021年9月30日、取締役を辞任いたしました。

② 執行役（2022年3月31日現在）

氏名			地位	担当及び重要な兼職の状況	
こばやかわ 小早川	とも 智	あき 明	代表執行役 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 新経営理念プロジェクト本部事務局、 浜通り廃炉産業プロジェクト室、防災産業推進室、DXプロジェクト推進室、 経営企画ユニット担当	
ふ 文	ばさみ 挾	せい 誠	いち 一	代表執行役 副社長	業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室担当
もり 守	や 谷	せい 誠	じ 二	代表執行役 副社長	業務全般 最高財務責任者兼社長補佐 グループビジネス推進室、 グループ事業管理室、JERA管理室担当
さ 佐	いさ 伯	みつ 光	し 司	執行役 副社長	秘書室、人材統括プロジェクト室、カイゼン推進室、組織・労務人事室、 総務・法務室担当
せき 関	とも 知	みち 道		常務執行役	最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 システム統括室、技術戦略ユニット、 セキュリティ統括室、経営技術戦略研究所担当 株式会社テプコシステムズ代表取締役会長
やま 山	もと 本	りゅうたろう 竜太郎		常務執行役	防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室、渉外・広報ユニット（共同）担当
なが 長	ささ 崎	もも 桃	こ 子	常務執行役	最高マーケティング責任者兼ESG担当兼チーフ・スポークスパーソン CRE推進室、EV推進室、蓄電池ビジネス室、ESG推進室、マーケティング室、 渉外・広報ユニット（共同）担当
やま 山	ぐち 口	ひろ 裕	ゆき 之	常務執行役	内部監査室、企画室（収支・財務領域）、経理室、 ビジネスソリューション・カンパニー担当
お 小	の 野	あきら 明		常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 兼廃炉情報・企画統括室長
たか 高	はら 原	かず 一	よし 嘉	常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社Jヴィレッジ代表取締役副社長
きつ 橘	た 田	まさ 昌	や 哉	常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
まさ 牧	の 野	しげ 茂	のり 徳	常務執行役	原子力・立地本部
そう 宗	いっ 一	せい 誠		常務執行役	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長
いな 稲	がき 垣	たけ 武	ゆき 之	常務執行役	原子力・立地本部長兼原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長 兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長兼原子力改革担当兼新潟本部
よし 吉	の 野	しげ 栄	ひろ 洋	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）

- (注) 1. 小早川智明氏、文挾誠一氏、守谷誠二氏及び吉野栄洋氏は、取締役を兼務しております。
2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については、「①取締役」の表に記載しております。
3. 牧野茂徳氏は、2022年3月31日、執行役を辞任いたしました。

(ご参考)

2022年4月1日付の執行役の状況は、次のとおりであります。

執行役

氏名	地位	担当
こばやかわ とも あき 小早川 智 明	代表執行役 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 新経営理念プロジェクト本部事務局、 浜通り廃炉産業プロジェクト室担当
ふ ばさみ せい いち 文 挟 誠 一	代表執行役 副社長	業務全般
もり や せい じ 守 谷 誠 二	代表執行役 副社長	業務全般 最高リスク管理責任者兼社長補佐 内部監査室担当
やま ぐち ひろ ゆき 山 口 裕 之	代表執行役 副社長	業務全般 最高財務責任者 企画室（収支・財務領域）、経理室、 ビジネスソリューション・カンパニー担当
さ いき みつ し 佐 伯 光 司	執行役 副社長	最高労務人事責任者 秘書室、人材統括プロジェクト室、カイゼン推進室、 組織・労務人事室、総務・法務室担当
こ じま ちから 児 島 力	執行役 副社長	最高イノベーション責任者 投資統括室、海外事業室担当
せき とも みち 関 知 道	常務執行役	最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 DXプロジェクト推進室、 システム統括室、技術統括室、土木・建築統括室、セキュリティ統括室、 経営技術戦略研究所担当
やま もと りゅうたろう 山 本 竜太郎	常務執行役	防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室担当
なが さき もも こ 長 崎 桃 子	常務執行役	最高マーケティング責任者兼ESG担当兼チーフ・スポークスパーソン 兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 EV推進室、蓄電池ビジネス室、 ESG推進室、広報室担当
さか い だい すけ 酒 井 大 輔	常務執行役	経営企画担当（共同）兼事業再構築・アライアンス担当 企画室、 系統広域連系推進室、グループ事業管理室、JERA管理室担当
お の あきら 小 野 明	常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者
たか ばら かず よし 高 原 一 嘉	常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長
きつ た まさ や 橋 田 昌 哉	常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
そう っ せい 宗 一 誠	常務執行役	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長
いな がき たけ ゆき 稲 垣 武 之	常務執行役	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部
ふく だ とし ひこ 福 田 俊 彦	常務執行役	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
よし の しげ ひろ 吉 野 栄 洋	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）

(注) 小早川智明氏、文挟誠一氏、守谷誠二氏及び吉野栄洋氏は、取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び執行役全員との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役又は各執行役に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用等については当社が補償義務を負わないこととするとともに、各取締役又は各執行役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役並びに東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力フェエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。

5. 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	23	23	—	1
執行役	497	388	108	17
社外取締役	74	74	—	8

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めておりません。

2. 執行役の業績連動報酬の額には、2020年度に在籍していた執行役14名に対して、2020年度を対象期間として2021年度に支給した業績連動報酬の額と2020年度の事業報告において開示した報酬等に含まれる業績連動報酬の額との差額0.1百万円を含んでおります。

3. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、第四次総合特別事業計画の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定しております。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0~150%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定しております。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

業績連動報酬の指標に関する実績については、会社業績は849億円となりました。個人業績については、個人ごとに設定された指標やKPIに基づき評価を行い、概ね目標を達成しております。

6. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役のみで構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

②取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

a. 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

基本報酬：常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

b. 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

基本報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

業績連動報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

c. 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

③取締役及び執行役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定しております。具体的には、当年度の取締役及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において6回にわたり審議を行いました。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績の達成度、安全確保や法令・企業倫理遵守などの個人業績の達成度及びその他経営状況を考慮しております。

報酬委員会といたしましては、こうした経緯により決定された当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外取締役の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況及びその他の活動状況
小林喜光 こばやし よし みつ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 15/15回 (100%) ■ 指名委員会 : 7/7回 (100%) ■ 監査委員会 : 16/16回 (100%) ■ 報酬委員会 : 9/9回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
國井秀子 くに い ひで こ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 18/18回 (100%) ■ 指名委員会 : 2/2回 (100%) ■ 監査委員会 : 16/16回 (100%) ■ 報酬委員会 : 10/10回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
高浦英夫 たか うら ひで お	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 18/18回 (100%) ■ 監査委員会 : 21/21回 (100%) ■ 報酬委員会 : 9/9回 (100%) 	主に公認会計士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに監査委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
大八木成男 おお や ぎ しげ お	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 18/18回 (100%) ■ 指名委員会 : 9/9回 (100%) ■ 報酬委員会 : 10/10回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
大西正一郎 おお にし しょういちろう	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 18/18回 (100%) ■ 指名委員会 : 9/9回 (100%) ■ 監査委員会 : 21/21回 (100%) 	主に企業経営者及び弁護士としての経験や見識、専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
新川麻 しん かわ あさ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 15/15回 (100%) ■ 監査委員会 : 16/16回 (100%) 	主に弁護士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	196百万円
②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額	588百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、財務制限条項に係る確認業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債及び純資産の部	
固定資産	10,822,661	固定負債	5,617,126
電気事業固定資産	5,544,187	社債	2,626,576
水力発電設備	389,053	長期借入金	145,669
原子力発電設備	962,079	特定原子力施設炉心等除去引当金	163,968
送電設備	1,390,553	災害損失引当金	496,293
変電設備	637,530	原子力損害賠償引当金	487,381
配電設備	2,026,850	退職給付に係る負債	323,514
その他の電気事業固定資産	138,121	資産除去債務	1,036,579
その他の固定資産	192,663	その他	337,142
固定資産仮勘定	1,492,640	流動負債	4,004,727
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,135,883	1年以内に期限到来の固定負債	529,256
原子力廃止関連仮勘定	115,224	短期借入金	2,170,398
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	241,532	支払手形及び買掛金	467,654
核燃料	586,067	未払税金	57,714
装荷核燃料	81,122	その他	779,702
加工中等核燃料	504,945	引当金	9,485
投資その他の資産	3,007,101	原子力発電工事償却準備引当金	9,485
長期投資	132,397	負債合計	9,631,339
関係会社長期投資	1,480,799	株主資本	3,129,322
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	484,344	資本金	1,400,975
廃炉等積立金	585,513	資本剰余金	756,222
退職給付に係る資産	158,277	利益剰余金	980,607
その他	167,527	自己株式	△ 8,483
貸倒引当金 (貸方)	△ 1,758	その他の包括利益累計額	67,501
流動資産	2,030,843	その他有価証券評価差額金	10,051
現金及び預金	862,376	繰延ヘッジ損益	27,326
受取手形、売掛金及び契約資産	611,367	土地再評価差額金	△ 2,497
棚卸資産	97,185	為替換算調整勘定	26,048
その他	477,666	退職給付に係る調整累計額	6,571
貸倒引当金 (貸方)	△ 17,753	新株予約権	10
合 計	12,853,505	非支配株主持分	25,330
		純資産合計	3,222,165
		合 計	12,853,505

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
費用の部		収益の部	
営業費用	5,263,693	営業収益	5,309,924
電気事業営業費用	4,836,691	電気事業営業収益	4,841,579
その他事業営業費用	427,002	その他事業営業収益	468,344
営業利益	(46,230)		
営業外費用	65,771	営業外収益	64,509
支払利息	44,622	受取配当金	773
その他	21,149	受取利息	364
		持分法による投資利益	39,273
		受取和解金	7,200
		その他	16,898
当期経常費用合計	5,329,465	当期経常収益合計	5,374,434
当期経常利益	44,969		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,041		
原子力発電工事償却準備金引当	1,041		
特別損失	146,459	特別利益	116,607
原子力損害賠償費	117,793	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	116,607
インバランス収支還元損失	15,841		
災害特別損失	12,824		
税金等調整前当期純利益	14,075		
法人税等	7,574		
法人税等	8,041		
法人税等調整額	△ 467		
当期純利益	6,501		
非支配株主に帰属する当期純利益	860		
親会社株主に帰属する当期純利益	5,640		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債及び純資産の部	
固定資産	6,593,239	固定負債	3,182,064
電気事業固定資産	986,269	社債	240,806
原子力発電設備	971,755	長期借入金	122,801
業務設備	14,442	リース債務	5,620
貸付設備	71	関係会社長期債務	416,547
附帯事業固定資産	1,103	退職給付引当金	85,740
事業外固定資産	60	特定原子力施設炉心等除去引当金	163,968
固定資産仮勘定	1,182,856	災害損失引当金	496,273
建設仮勘定	826,073	原子力損害賠償引当金	487,381
除却仮勘定	26	資産除去債務	1,033,315
原子力廃止関連仮勘定	115,224	繰延税金負債	421
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	241,532	雑固定負債	129,187
核燃料	586,946	流動負債	2,725,257
装荷核燃料	81,502	1年以内に期限到来の固定負債	282,933
加工中等核燃料	505,443	短期借入金	231,148
投資その他の資産	3,836,002	買掛金	1,837
長期投資	42,458	未払金	51,041
関係会社長期投資	2,637,313	未払費用	158,834
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	484,344	未払税金	4,142
廃炉等積立金	585,513	預り金	907
長期前払費用	42,365	関係会社短期債務	1,991,400
前払年金費用	44,025	諸前受金	110
貸倒引当金(貸方)	△ 17	災害損失引当金	2,846
流動資産	1,451,940	雑流動負債	53
現金及び預金	715,911	引当金	9,485
売掛金	10,472	原子力発電工事償却準備引当金	9,485
諸未収入金	63,159	負債合計	5,916,806
貯蔵品	33,118	株主資本	2,127,290
前払費用	283	資本金	1,400,975
関係会社短期債権	471,186	資本剰余金	743,594
雑流動資産	160,297	資本準備金	743,555
貸倒引当金(貸方)	△ 2,489	その他資本剰余金	38
合 計	8,045,180	利益剰余金	△ 9,589
		利益準備金	169,108
		その他利益剰余金	△ 178,698
		特定災害防止準備金	188
		別途積立金	1,076,000
		繰越利益剰余金	△ 1,254,886
		自己株式	△ 7,690
		評価・換算差額等	1,083
		その他有価証券評価差額金	1,083
		純資産合計	2,128,373
		合 計	8,045,180

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
営業費用	557,389
電気事業営業費用	556,638
原子力発電費	442,895
他社購入電力料	23
販売費	△ 2
貸付設備費	0
一般管理費	100,323
原子力廃止関連仮勘定償却費	9,467
事業税	3,929
附帯事業営業費用	751
エネルギー設備サービス事業営業費用	55
コンサルティング事業営業費用	99
シェアオフィス事業営業費用	596
営業損失	(78,382)
営業外費用	35,553
財務費用	26,048
支払利息	25,992
株式交付費	0
社債発行費	56
事業外費用	9,504
固定資産売却却損	16
雑損失	9,487
当期経常費用合計	592,943
当期経常利益	96,891
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,041
原子力発電工事償却準備金引当	1,041
特別損失	117,793
原子力損害賠償費	117,793
税引前当期純利益	94,664
法人税等	△ 25,979
法人税等	△ 25,979
当期純利益	120,643

科 目	金 額
収益の部	
営業収益	479,007
電気事業営業収益	478,279
他社販売電力料	217,393
賠償負担金相当収益	19,965
廃炉円滑化負担金相当収益	12,664
廃炉等負担金収益	122,113
電気事業雑収益	106,137
貸付設備収益	5
附帯事業営業収益	727
コンサルティング事業営業収益	127
シェアオフィス事業営業収益	599
営業外収益	210,827
財務収益	208,554
受取配当金	198,279
受取利息	10,275
事業外収益	2,272
固定資産売却益	0
雑収益	2,272
当期経常収益合計	689,835
特別利益	116,607
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	116,607

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日 淳志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 幹雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川 和之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき請ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「重要な会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2022年3月31日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (7) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日 淳志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 幹雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川 和之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。
なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 「会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2022年3月31日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
- 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、第四次総合特別事業計画や2021年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、柏崎刈羽原子力発電所の一連の不適切事案に対する原因究明及び内部統制上の課題並びにそれらに対する再発防止対策の取り組み状況、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

東京電力ホールディングス株式会社

監査委員会

監査委員長 高 浦 英 夫
監 査 委 員 大 西 正 一 郎
監 査 委 員 國 井 秀 子
監 査 委 員 新 川 麻
監 査 委 員 小 林 喜 光
監 査 委 員 森 下 義 人

(注) 監査委員 高浦英夫、大西正一郎、國井秀子、新川麻及び小林喜光は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以上

メ モ

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会 6月

公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
ホームページ
https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
[連絡先]
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては、
当社ホームページへの掲載のみとさせていただくこととしております。

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

紙面での閲覧をご希望される株主さま

「第98回定時株主総会決議ご通知」につきまして、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京ガーデンシアター 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通のご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01), 都05-2又は東16 有明二丁目バス停 下車



お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepcoco.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。